

令和 7 年 9 月

金山町議会定例会会議録

金山町議会

招集年月日 令和 7 年 9 月 4 日
招集場所 役 場 議 場
開 会 午 前 1 0 時

目 次 9 月 4 日 (木) : 第 1 日 目 P 1 ~ P 67
9 月 11 日 (木) : 第 8 日 目 P 68 ~ P 109

令和 7 年 9 月 4 日 (木曜日)

令和 7 年 9 月 金山町議会定例会 会議録
(第 1 日目)

令和7年9月金山町議会定例会 会議録

令和7年9月4日
午前10時開会

1. 応招議員

1番	矢口政一議員	2番	五十嵐優一議員
3番	中村忠行議員	4番	寒河江宏一議員
5番	須藤典夫議員	6番	宮林聰志議員
7番	大場洋介議員	8番	星川智子議員
9番	沼澤道也議員	10番	栗田保則議員

2. 不応招議員 なし

3. 出席議員 応召議員と同じ

4. 欠席議員 なし

5. 会議録署名議員 6番 宮林聰志議員 7番 大場洋介議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤英司	副町長	小関啓幹
教育長	須藤信一	代表監査委員	丹洋一
総務課長	川崎勉	町民税務課長	長倉章
環境整備課長	三上裕一	教学課長	佐藤英樹
産業課長	庄司紀一 (併農業委員会事務局長)	健康福祉課長	正野学
総合政策課長	柴田直樹	会計管理者	古澤幸 (兼出納室長)
診療所事務長	松澤和仁		

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 後藤隆行

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 一般質問

日程第5 町長提出議案の一括上程

日程第6 提案理由の説明

日程第7 提出議案の説明

日程第8 決算特別委員会の設置及び付託

令和7年9月4日
午前10時開会

○栗田議長

皆さん、おはようございます。
本日の出席議員数は、10名です。
定足数に達していますので、ただ今から、令和7年9月金山町議会定例会を開会します。
それでは、議事日程をお開き願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

○栗田議長

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番の宮林聰志議員と7番の大場洋介議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○栗田議長

次に、日程第2 「会期の決定」を議題とします。
本定例会の会期については、先に議会運営委員会が開催され、協議されていますので、
その結果について、矢口政一委員長より報告を求めます。

○矢口委員長

はい、1番、矢口です。それでは、私から、8月26日に開催されました議会運営委員会において、9月議会定例会の会期について協議しましたので、その結果について、ご報告いたします。

今般の令和7年9月金山町議会定例会の会期は、本日9月4日から同月11日までの8日間とすることとしましたので、ご報告いたします。

○栗田議長

ありがとうございました。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただ今の矢口委員長の報告のとおり、本日から11日までの8日間とすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から11日までの8日間とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○栗田議長

次に、日程第3 「諸般の報告」を行います。

議長の諸般の報告並びに町長の諸般の報告については、事前に議員の皆さんに配付しておりますので、説明を省略します。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 一般質問

○栗田議長

次に、日程第4 「一般質問」に入ります。

始めに、中村忠行議員の質問を許します。

○中村議員

3番中村です。今年は例年ない渴水で、地区の方から言われたのが、今回の渴水に対する町の対応。大変スピーディーな対応をしていただいて、他市町村に先駆けて、町で補助していくということを打ち出して、その後、県でも渴水対策っていうことでできたものですから、もう県よりも早く対応していただいたってことは、地区から大変今回のスピーディーな対応を感謝申し上げておきたいと思います。

それでは質問に入ります。先ほどの渴水対策のスピーディーな対応と反して、長期的な町の視点でこの景観についてどう思っているかっていうことを、今回聞きたいと思うんですけども。

今年度、町並み景観審議会の委員が改選されまして、調整施行100周年を迎えた当町の景観への取り組みが、新たなフェーズに入り、これまで培ってきた、景観財産の保全の継続と、町情勢に合わせた合理的な景観への取り組みに期待しているところでございます。

一つ目の質問の景観を阻害している事案と対策は、についてですけれども、景観施策を進めるにあたって最も肝要なのは、適切に管理していくっていうことだというふうに考えております。

一例として挙げられるのが桜の植樹について でございます。適切に管理されていれば、本当に町内外の観光や町民の憩いの景観に寄与するほどに効果があるんですけども、管理がおろそかになれば、見た感じ原野というふうになってしまいまして、景観を阻害する負の遺産となる可能性もあります。

近年では、景観助成の要件緩和の見直しもありまして、本当に町民感覚に近いメンテナンス支援が充実してきているように感じております、また空き家の解体助成にも好意的な意見がある一方で、物価高騰による工事費の経費負担がやはり重くなっているんじ

やないかなということから、補助増額の要望を伺うこともございます。

町内で著しく景観を阻害しているものとして、特定空き家が挙げられます。空き家解体助成の見直しも行つておりますけれども、特定空き家についてはそれぞれ個別の事情がありまして、除却へのハードルは高い方に思います。

そこで法定協議会では協議されているとは思いますけれども、町の景観全体を勘案した景観施策として是非とも町並み景観審議会に特定空き家についていろいろ審議いただいて、特定空き家問題改善への提案を考えいただきたいというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

また、これまで町で行政代執行を行つた事案がございますけれども、寄付された土地についての利活用や譲渡が不調に見受けられます。

この案件は、地区からの要望もあったのではというふうに思いますので、ここは思い切って地区への無償譲渡や地区民への有償譲渡交渉を、再度できないものかというふうに考えております。

空き家問題については、一昨年から相続土地国庫帰属制度、昨年から相続登記の義務化が始まつております、空き家問題の解決策としては残念ながら効果が低いようにも感じられます。

そのようなことから国では、空き家への課税強化とか行政代執行行いややすくするような議論もなされておりまして、今後空き家が増加する可能性が高くなっていくと思われるこの町の状況で、特定空き家問題解消が進まない現状を考えると、地区からの要望があればそれを審査し適宜行政代執行を進めるべきではないかと考えておりますけれども、これらについて伺います。

○栗田議長

環境整備課長

○環境整備課長

はい。それでは私から回答させていただきます。ご質問いただきました、「景観を阻害している事案と対策」につきまして、大きく3点ほど、空き家対策についてご質問がありましたので、お答えいたします。

議員からお話のありましたとおり、空き家は景観を阻害し得るものであるとともに、これまでにも猫やハクビシン等が住み着くなど、地域の生活環境の質を左右する重要な課題であると認識しております。

町では、これまでの空き家対策といたしまして、建物の状況に応じた所有者等への助言

や指導をはじめ、危険性等の緊急性の度合いが高い事案につきましては、町による必要最小限の解体を行う応急処置を実施してございます。

また、平成26年度より、空き家等の除去費用に対する助成事業といたしまして、修景形助成事業を実施しておりますが、危険空き家の発生抑止等をさらに推進するため、助成条件の緩和、助成額の増額並びに危険な状態にある空き家については国の補助事業を活用しながら、町予算の支出抑制が図られるよう、空き家対策協議会の審議を経て令和5年度に制度の一部改正を行ってきております。

さらには、利活用の促進策といたしまして、空き家や空き地の所有者と購入希望者をマッチングさせるための空き家・空き地バンク制度の創設、また今年度には空き家の更なる市場流通を図るため、町の空き家・空き地バンク制度に登録のある物件を購入された方に対し、購入費の負担軽減を目的に補助金を交付する、空き家等購入費補助金を創設し危険空き家の発生抑止を進めてきたところでございます。

物価高騰による解体工事費の経費負担軽減策としての補助金の増額につきましては、空き家等といえども個人の所有物・資産でありますので、その所有者自らが適切に管理することが原則となります。

また、所有者自ら自発的に解体等されている方もおられますので、助成額を含め、公平性、モラルハザードすなわち、責任感が欠けたり、倫理観の欠如などの防止や財政負担等を考慮しながら、制度設計を行うことが肝要と考えております。

したがいまして、補助金の増額につきましては、今後の空き家等対策協議会において、昨今の物価高騰の状況や他市町村における同様の補助金を参考に検討して参りたいと考えてございます。

また、景観施策として、街並み景観審議会において特定空き家についても審議をいただき、問題改善へつなげてはとのご提案について でございますけども、空き家対策の施策等につきましては、これまで空き家等対策協議会の中でご審議をいただき、対策を行ったところではありますが、空き家対策は良好な景観の維持にも密接に関係する事項であり、専門知識を有する方々から多角的なご意見は大変有効であると考えますので、街並み景観審議会におきましてもご意見やご提案を頂戴して参りたいと考えてございます。

続きまして、町で過去に実施しました行政代執行の事案について、地区への無償譲渡や地区民等への有償譲渡交渉を再度できないものかとのご質問についてお答えいたします。

本件は、平成30年度に行政代執行を実施いたしました宮地区の特定空き家についてのお話とお受けいたします。

この件につきましては、冬季間において屋根からの落雪が県道に落下し、車両等の通行

に非常に危険な状態となっており、また風雨による軒先の折れや屋根の剥がれ、外壁の傷みが目立ちまして、保安上危険で衛生上も有害となる恐れがあり、周辺の生活環境を保全するために放置することが適切ではない状態にあったことですから、行政代執行の手続きを踏みながら、平成30年12月に、解体工事を終了した事案となります。

この行政代執行を進める過程で、町が寄附を受けた土地につきましては、これまで毎年のように広報等で売却の公募を実施しておりますが、購入を希望される方がいないまま現在に至っている状況でございます。

地区への無償譲渡や地区民等への有償譲渡の再交渉の実施についてのご質問につきましては、8月中に再度公募しておりますけども、現在のところ希望者がいない状況でございます。

また、宮地区にも利活用の希望を確認しておりますが、無償譲渡の場合でも希望されないということであり、引き続き個人への有償譲渡価格を引き下げることも考慮しながら、公募を継続していきたいと考えてございます。

また、地区からの要望があれば、適宜行政代執行を進めるべきではとのご質問につきましては、第一義的には本来所有者が適正管理すべき事案でありますけども、危険な状態等を把握するには地区からの情報提供によることが多くありますので、地区との連携を図りながら、まずは消費者等への助言・指導を実施していくとともに、危険空き家等が周辺住民の生命もしくは身体または財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が発生した場合、または発生しそうな場合は、必要に応じた応急処置や特定空き家の該当基準を参照しながらの行政代執行も視野に入れながら、空き家対策を進めて参りたいと考えております。

空き家問題は全国的な課題であり、個々に事情（資力の問題や権利関係、相続放棄等）様々な課題があるため、簡単に解決できないケースも多くございます。

また、危険な状態にある空き家等の放置は、行政といたしましても看過しがたい状況でありますけども、一方で、公平性の維持や財産負担等の考慮も重要であると考えております。

町といたしましても、これまで以上に所有者等の管理原則の周知や、管理・利活用の情報提供、適切な相続に関する呼びかけや情報提供等を行いながら、町民の安心・安全の確保と、景観や生活環境の保全を図って参りたいと考えておりますので、ご理解とご指導を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○栗田議長
中村議員

○中村議員

はい。景観審議会にいろいろ提案いただきたいということに関しては、いろいろご意見を伺う方向であるということで、景観審議会、やはりちょうど100年を迎えた金山町、これからグランドデザインをどうしていくか、長期的な財政状況、人口動態でも加味しながらですけれども、その辺をやはり専門家の方から長期に渡った計画をぜひ考えていただきたいというふうな方向で、ぜひ有意義な議論をお願いしたいというふうに思います。

それからやはりあの、行政代執行についてはやや消極的な答弁だったというふうに思います。

これまで何度かこの特定空き家に関して質問したときも、概ね、いろいろこれから助言なりしながら進めていきたいという方向のままの回答であまり進展はないのかなというふうに感じました。

今回なぜこのテーマを選んだかというと、昨今の物価高騰もそうですけれども、最低賃金の上昇も急激に高くなってきております。これは最低賃金がいいことはいいことでいいんですけども、物価高騰等、やはり最低賃金を連動するものですし、国では将来的には最低賃金1,500円を目指したいというふうなニュースでもあったんで、今はただ通過点、これから、今概ね1,000円ぐらいですから、1.5倍の最低賃金になるということですので、物価の高騰もこれから50%増しになる可能性もあるというふうなところから、こういう経費負担が重いっていう視点で、今回はちょっと見送るではないですけれども、これまで通り先送りするような方向っていうのは、町にとって長期的にはかなり財政的にダメージが大きくなるんじゃないかなということで、早急に対応した方が将来的には町の財政にとっては良いじゃないかなというふうな考えです。

それ概ね、これまでどおりの行政代執行については答弁なので、町長の方からもうちょっと踏み込んで、長期的な視点でこのままでよいのか。おそらく国の方が、動きが一番メインになると思うんですけども、やはりここは町独自の状況もありますし、ある程度国の施策までいかないまでも、住民の意識を変えていくっていう程度の施策が必要なんじゃないかなというふうに思います。

一つは、補助で誘導するというやり方もありますし、あとはソフト面でいろんなことあるごとに、そういう特定空き家になった場合のリスクとか、それを地域全体で共有してもらうような取り組みも必要だと思います。

実際私の地区でもやはり特定空き家ありますし、大変地区の区長さんが苦慮しているところです。やはりいろんな事情があって、なかなか解決するのが難しいというところで、やはりここは町から一つのアプローチを地域に投げかけてお手伝いしていく方向が必要なんじゃないかなというふうに考えております。

そこで町長から、今後の長期的な視点で、特定空き家について考えるところがありまし
たら伺いたいと思います。

○町長

はい。環境整備課長から答弁をさせていただいた内容が基本的な考え方としてあるわけで
ございますが、特に特定空き家について、やはりさらに踏み込んだ対応というようなこと
でのご意見だというふうに思いますが、基本的には空き家対策協議会、それから、或いは
もう一つ中村議員からご提案のありました景観支援会あたりに再度そのご意見を伺うとい
うことをしながら、そして、やはり地区の事情の中で、やはり特定空き家が危険の度合い
でありますとか、美観を損ねる度合いがやはり著しくやっぱりこう阻害するというような
状況については、当然地区という相談も行いながら、そして取りうる対応をしていくとい
うことはこれまでやってきた内容でございますので、ああいう、そういうやり方をまず
やりながら、あとやっぱり長期的な見方ということで中村議員からもありましたから、そ
のことにつきましては、消極的だということをできるだけ、もう少し町としてできるもの
が、どの程度なものか、或いは、これを全面的に町がこうやっていくとなると、やっぱり
どんどん空き家対策という面では、やっぱり財政的な負担とか本当におびただしいとい
うことも想定されることもありますので、そういう意味では、中長期的な観点についての
見解ということでは、やはり対策協議会或いは景観審議会の協議の中で様々ご議論をいた
だいてご提案をいただきながら、やはり検討していく必要があるかなと。そういうような
お願いをいたしたところでございます。

○栗田議長

はい、中村議員。

○中村議員

はい。特定空き家については、やはり財政面から考えれば、やはり町長おっしゃるよう
にかなりの負担は大きいものになると思います。

ただ、私一般質問で何度か取り上げた状況が改善されない状況を見ると、やはりここは
行政代執行に踏み込むべきなんじゃないかなと、こういうふうに思います。

課長から以前、行政代執行に取り組んだという事例、なかなか代執行まではいいんです
けれども、その後の町の負担とか、或いは空き地の問題、いろいろ懸念材料まだ残ってお
りまして、やはりこれ町サイドとすれば、消極的にならざるを得ない状況に今あるとい
ふうにも、私は思います。

ただ、それを踏まえて、だったとしても、やはりここは長期的に町の財政のこととか、
もちろん景観がメインですけれども、景観を踏まえれば、ここで決断する時期に来ている
じゃないかなということで今回伺ったわけなんんですけども、ぜひ、今後もこの行政代執行

については、町だけではなくて、県や国の支援もいただけるような働きかけをぜひ今後も続けてもらいたいというふうに思います。

そういう景観について、もう一つ阻害しているという件についてなんすけども、農地についても、景観を阻害しているっていう事案が最近だんだん多くなってきてるように見受けられます。

その景観を阻害している農地、荒廃農地なんすけれども、これ未然に防ぐ施策として国なんすけれども、多面的機能支払交付金、これは町の持ち出しもある事業すけれども、この事業を、やはりこれからどんどん各地域で活発に活動していただくということが重要になってくるというふうに思っております。

ただ一方、昨今の昨年の水害もそうですし、平成30年の水害、それから今年の少雨の干ばつ傾向の渇水などもあって、各活動団体、大変経費が嵩んで大変だという話をお聞きしております。

特に今年は渇水対策で、緊急のポンプとか、そういうところも、緊急対策で対象にすること、予算がかなり厳しくなりそうだという話を聞きました。もう最近ですと、この物価高騰、最低賃金の上昇などもあって、もともと活動単価が同じの中で、経費がかさんでいるという状況です。ということは、活動が制限されるっていう状況に現在なってることで、せっかくこういう多面的機能支払交付金、いい制度あるんですから、ぜひここは町単独で最後プラス嵩上げ補助していただければ一番いいとは思うんですけども、なかなか難しいと思いますんで、まずは国や県へこの交付額の上げてもらうお願い、それからあわせて、今年のような、昨年の水害が今年のような特殊な自然災害があった場合は、それなりの加算の制度を作ってもらいたいという要望もお願いできたらなあと思うんですけども。この辺多面的機能支払交付金について今後の動きとかありましたらお願いします。

○栗田議長

産業課長

○産業課長

はい。私の方から、多面的機能直接支払い制度について回答させていただきたいと思います。現在、町内18組織において、農地保全に努めていただいているところでございます。この多面的支援機能直接支払い制度については平成26年から始まり、10年ほどを経過しているところでございますが、金山町内の農地保全、また、農村景観、あと荒廃農地の解消などに大変効果を発揮しているものでございます。

質問にあります、これまでの単価については見直しが実施されず、その間、物価高騰っていうのは相当なものでございますし、さらに人件費も上昇しているところであります。

その中において各組織においては、限られた財源の中で苦慮されていることにつきまし

ては、産業課におきましても十分把握しているところでございます。

現在の単価の見直しについて、国、県からの情報については、現在ない状況にございますので、当面はこの交付単価で実施されるものかと考えているところでございます。

今後、国の農林水産省や県に機会をとらえて要望をしていきたいと思いますし、この物価高騰、人件費の上昇については、他の団体も同じ状況にあるかと思いますので、他の団体と連携しながら、今後要望活動に努めて参りたいと思います。以上であります。

○中村議員

はいここは町の持ち出しがあったとしても、国・県の負担がかなり大きい事業ですんで、やはりここは県・国へぜひ機会を設けて、要望をお願いしたいというふうに思います。特に災害等あった場合の増額も含めてお願いをできればしていただきたいというふうに思います。

それから以前、沼澤議員からもちょっと問題提起があった事案なんですけれども、町内の荒廃農地の懸念がある事案として有屋地区で、農地の受け手が、借り手がなかなか見つからなかったという状況がありました。

これはこの状況は昨年頃から表立って出てきた状況ですけれども、10年ぐらい前からなかなか借り手が見つからない状況であるというふうな、農協とかその辺では言われている状況だったのが、昨年あたりからだんだんこう表になってきたという状況もあります。

それからもう一つが、そば・大豆の特定作業受託を行っているような大規模な法人、令和7年度から、かなり受託を断っているというケースがあるという話をお聞きしております。そのようなことから、結局、休耕田の状況に現在なっている場所も、町内各地に見受けられている状況です。

そこでなんすけれども、水田活用の直接支払交付金の中の産地交付金、この産地交付金の配分については、町の地域、稲作推進協議会で、この配分の仕方を議論いただいて、産地形成とか、新たな品目を育成する。

それからこの事業の一番の目的は、水田を活用して、稲作以外のことに活用していただくっていう事業の趣旨だというふうに思ってるんですけども。それを考えると、水田を荒廃農地にしないための意味合いも入ってくるんじゃないかなというふうに思うものですから、この配分の仕方、産地交付金の品目ごとの配分の仕方を、やはり見直していただくような方向にしていただきたいというふうに思うんですけども、この産地交付金について伺います。

○栗田議長

産業課長

○産業課長

はい。中村議員からご質問にありました有屋地域におきまして、次の借り手がいない、今浮いている状態の土地については、約2.5ヘクタールほどございます。

また、ドリームなどの転作の作業受託組織で、この令和7年度作業ができない、お断りした面積が約20ヘクタールほどある状況にございます。

転作の中で、特に作付けなどしない農地保全、自己保全面積が現在集計しているところですと74.7ヘクタールほどある状況でございます。この自己保全カウントの面積が今後何もされなくなると、遊休農地・荒廃地に繋がりかねない状況にもあるところでございます。

また産地づくり交付金については水田農業推進協議会の方でそれぞれ市町村の特徴など状況などを見て、それぞれの推進の両協議会で、単価を決めることができますが、自己保全カウント部分への助成っていうのは、原則難しいことになっておりますので、その自己保全の農地になってる部分をいかに他の水稻以外の作物、または水稻に作付できるかっていうところが、ポイントになるかと思います。

町単独の補助整備事業においても、畠地化の補助などもございますので、まずは何かそば・大豆が作付けできるようなほ場に畠地化するなどの対応が必要かと思います。

なるべく、町といたしましても、この自己保全の農地、今後、遊休化しかねない農地の解消に向けて、今後地域推進農業協議会の中で話を詰めながら、新たな令和8年度の産地づくり交付金のそれぞれの単価などを決めていきたいと思います。以上になります。

○中村議員

産地交付金については国の農政の見直しも2027年ごろに予定されていることで、農政が変わったとしても、やはりこの金山町の現状を考えると、遊休農地を出さないための施策もぜひ織り込んでいただきたいというふうに思います。それでは時間がなくなってきたので、二つ目の質問に移りたいと思います。

景観に配慮した公共施設の利活用再編等、新規施設計画の方向性についてですけれども、町長の以前の答弁の中に、スクラップアンドビルトが必要というふうな答弁が何度か出ております。現在、中央公民館跡地に検討されている地域振興施設、多世代交流施設の設置は、これまでの旧中央公民館の機能移転の際の議論と整合性がとれなくなってくるんじゃないかなと思いますし、今後の人口動態を見据えたまちビジョンとずれがあるというふうなご意見もございます。

そこで町中心部の公共施設は、どれも景観策定して重要でありまして、実際解体は難しい状況であるというふうにも思います。このスクラップアンドビルトは、現在、既存の公共施設、それから地域振興施設、多世代交流施設についても当てはまるのか。それから、

現在の情勢に合わせた、子育て施設の問題解決の方策は、やはり必要であるというふうにも思います。

まずは、地域振興施設、多世代交流施設設置の前に、現存の施設、それらを再検討する必要があるというふうにも思います。

例えば児童生徒の減少により、小学校の空き教室なども増えてきておりますし、その活用とか、或いは「やくし苑」高齢者と子供が共有するようなスペース、或いは時間をわけて活用するような案。そのようなことも考えられると思いますので、まず長期ビジョンを再検討して、新たな施設整備をする前に、再検討するというプロセスが重要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○栗田議長

町長。

○町長

はい。ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、これまでも、先ほどの質疑の中で事業見直し等においてスクラップアンドビルトってのはすごく大事だと、いうようなことで、使う言葉としてスクラップアンドビルトと申し上げてきたところでございますが、これらにつきましては、基本的には、多様化する新たな住民に対応するには、やはり財源の確保が必要不可欠であり、そのためにも各課の既存の事務事業について廃止や統合も含めて検討し見直しを進めるというものでございますが、通常はどちらかというとハード事業よりもソフト事業を念頭に置いて使わせてもらったところでございます。

一方で、公共施設という面につきましては、老朽化による建替えではない場合でありますとか、そういった場合に新しい施設を建設する前提条件といたしまして、既存の施設を取り壊しするというのはなかなか難しいところでございまして、まず町中心部の景観を形成している施設も同様に考えておりますけれども、取り壊して建てるという意味でのスクラップアンドビルトってのは、直接的には当てはめるにはこれはちょっと薄いかなと、そんな考えでおります。

しかしながら、施設が用途に沿った形で十分活用されているものであるかどうかでありますとか、役割を終えた状態の施設の有無などを常にやっぱり確認しながら、十分活用されていない場合におきましては、その運営方法や用途など見直すということは、施設を適切に管理する上で重要な点でもありますので、今後その活用が十分でないといった施設については、維持管理経費を考慮しながら、解体とか処分とか、そういったことも考えていくことも必要な部分であろうかなというふうにしておりますというところでございます。そのような意味では、やっぱりこう広く考えますとスクラップアンドビルトという考えは、公共施設にも当てはまるというふうな捉え方もできると思っております。

また、地域振興施設、多世代交流施設設置の前に、今ある施設について、既存の枠組みにとらわれないで再検討を要するのではないか」というご意見でございますが、町中心部のシンボル的な場所の活用と、高規格道路供用開始のタイミングをとらえた、中央公園構想というものによりまして、町の交流人口の拡大とか、活性化を図ることを目指しているところでございますけれども、その中核的な施設として、地域振興施設を位置付けておりまして、時代の変化とともに、それに加える形で子育て支援に関わるニーズも大きいものがありますので、それらの事実を含めまして、より適切な機能を持たせるために、金山町中央公園内地域振興施設整備に関する意見交換会を現在まで行ってきたところであります。

意見交換会からこのたび提出された報告書がございますが、「子ども」「交流」「ゼロカーボン」「防災」そういった基本的なコンセプトが示され、観光や地域振興、多世代交流の拠点となる施設が必要であるというようなご意見もいただいているところでございます。

町といたしましても、高規格幹線道路の供用開始を間近に控えまして、時期を逸することなく、町の中心部に地域振興の核となる施設の必要性を感じているところであります。

また、意見交換会の中で強く必要性を求められました子育て支援に関する部分ということにつきましては、その用途や機能を十分果たしていくためには、既存の施設では難しいという現状もございます。そういうことも踏まえながら、適切な利活用を同時に模索するということは当然必要ではありますけれども、当該施設の整備を進めていきたいとそういう考えをいたしているところであります。

「長期ビジョンを再検討した後に、新たな施設整備をするプロセスが重要」というご意見につきましては、議員からございましたけれども、「将来のまちを背負っていく世代負担にならないような公共施設の利活用」という点におきましては、起債を含めまして、多額の建設費や維持管理費を伴う公共施設におきましては、当然十分配慮していく必要があると考えております。

これまで、全国的に様々な公共施設が建てられ、老朽化とともに維持管理が大きな課題となってくる中、国では公共施設の更新や統廃合、長寿命化などを計画的に行うため、長期的なビジョンとしての公共施設等化総合管理計画の策定を各自治体の方に求めております。

当町では令和4年3月におきまして、当該計画を策定しておりますが、その中では、公共施設の全体的な管理方針といたしまして、①類似機能施設の集約化、②機能の複合化による1施設の利用率の向上、③施設全体数の削減、④利用が多い施設の計画的な長寿命化策と運営、として定めており、今年度は、フォローアップとしての見直し作業を現在進めているところでございます。

また、個別計画におきましては、今現在ある個々の施設の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な見通しを定めているものとなっておりまして、既存施設の見直しの方向性が決まっている場合は個別計画に記載されるということになっております。

地域振興施設の整備ということについては、既存施設の役割に与える影響も大きなものと考えられますが、既存施設の中には十分に利用されているとは言い難いものも実際ございますので、現在の利用状況を踏まえ、利用者への影響も考慮しながら、議員のおっしゃる中長期的な視点で、既存施設の役割を再検討してまいりたいというふうに考えております。

その一つといたしまして、昨年度の職員プロジェクトチームの中での提案の一つで、今年度から東北芸術工科大学に業務委託をして、3か年程度かけ役場周辺の利用度が十分でない施設や、そういったことについて、または、空き家等につきましてもそうですが、芸工大生のフィールドワークによる現地調査、関係者へのヒアリングなどを実施していくだけで、より望ましい形での利活用案なども提案していただくこととしているところであります。

そういった提案も踏まえまして、施設の状況によっては解体・処分ということも視野に入れながら、各施設の役割の再確認を行いながら、地域振興施設も含めた各施設が有効に機能し、十分に利用されるよう取組んで参りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○栗田議長

はい。時間になりました。

○中村議員

一般質問を終わります。

○栗田議長

次に、大場洋介議員の質問を許します。

○大場議員

はい。7番、大場です。通告書に基づきまして、一般質問を行いたいと思います。

まず、はじめに頻発する災害等への対応強化について質問したいと思います。9月1日は防災の日とされ大規模な地震や台風、大雨などの災害への備えを再確認し、防災・減災対策を一層強めることを大切とされております。

私も防災士を取得し、今回の防災・減災に関わる一般質問については7回目となります。今年の少雨・渇水などの天候を含め、記録的な猛暑や大雨の異常気象の発生には地球温暖

化の影響があり、自然災害の多様化や激甚化から町民の命と暮らしを守るためのハード面ソフト面からの防災・減災への取り組みをさらに加速させる必要があり、引き続き防災・減災に対する対策について質問させていただきます。

昨年の豪雨災害にて、最上管内の被害状況は他人ごとではなく、ただならぬ危機感を感じ、なによりも身近な災害リスクを再確認し、ハザードマップの定期的な更新を含め整備強化が必要と感じております。

また、今年のような全国的に渇水が懸念され、町でも渇水対策本部が設置されるなど様々なリスク管理の重要性が増してきている状況です。

そこで、令和5年3月に修正しました金山町地域防災計画の意見の対応状況の結果を踏まえた対応の更新や、複数の災害が短期間にほとんど同時に発生した現象をさす、複合災害への備えの重要性、また、政府が6月に閣議決定した「第一次国土強靭化実施中期計画」等への5か年加速化対策への具体的対応などをどのように推進するのか。

金山町総合防災訓練を前にしてこういった現状での防災・減災対策の課題を町長に伺いたいと思います。

○栗田議長

町長。

○町長

それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

現状での防災・減災対策の課題といたしましては、大場議員の今のご質問にもございますけれども、異常気象による自然災害の多様化や、激甚化など予測が大変難しい状況があります。そしていつ、大規模な災害が発生してもおかしくないというのは、今の状況があると考えております。

町としましては、発災時に住民が避難できる指定避難所における設備等の購入・整備というようなことや、地域の自主防災組織の組織化と活動支援、また、地域の防災リーダーを担っていただきます防災士育成講習への派遣、そういうことを行い、防災士の方には毎年度開催しております町の防災訓練に、計画段階から参加をしていただいて訓練内容充実に現在努めているところでございます。

災害が発生した場合には、町民が自主的に安全な避難行動が可能となるように、日頃から危険な箇所の把握や避難経路の確保など、防災意識の高揚を図るとともに、町からの避難指示など、確実な情報伝達手段の構築が不可欠であると考えております。

また、平時から高齢者でありますとか障がい者でありますとか、発災時に支援が必要な

方々を把握し、安全に避難できるように個別避難計画を策定することも必要と考えているところでございます。

現在のところ、金山町地域防災計画の修正状況としましては、昨年の町議会9月定例会におきまして、大場議員の一般質問に対しましても回答させていただきました通り、令和4年と令和5年の国が修正いたした防災基本計画と、それを受けた山形県地域防災計画を修正したものを反映させる内容で更新作業を進めておりました。

また、令和6年6月に能登半島地震を踏まえた国の防災基本計画の修正がございましたので、それを受けた山形県の修正の後に、金山町の修正作業を進める予定としておりますが、現在も県の修正作業が続いていると、そんな状況にございます。

なお、第一次国土強靭化実施中期計画への具体的な対応ということにつきましては、令和3年3月に策定しております「金山町国土強靭化地域計画」の改定を今後進める上におきまして、金山町の特性・脆弱性を踏まえて、必要施策等を検討しまして、地域計画の内容を充実して参りたいと考えておりますので、そのようにご理解をいただきたいと思います。まずは以上でございます。

○栗田議長

大場議員。

○大場議員

はい。町長の回答によれば、やはり県の防災計画の修正の方もまだまだ途中段階ということで、それに踏まえて町の方でも、またさらなる防災や、避難計画も立てられるのかなと思って。まず、早期に早めに更新もふまえて、それも年々増してまた更新されるのかなと思いますので、やはりこの発生時の避難・誘導対策も踏まえて、やはりハザードマップには、いくつかの問題点や課題が指摘されております。その中には、ハザードマップに示された情報が、住民に正しく理解されておらず、有効活用されていないこと。

また、浸水想定区域外から区域外だからといって、安全と誤解したり、中小河川の氾濫による浸水の可能性も考えられるのではというとして、町では大きい河川への浸水氾濫への浸水が懸念される箇所の方は提示されてますけども、そういった中小河川、またさらなる農業用水路を含めた上での氾濫による浸水の状況はまだ細かく指示されていない状況です。やはり洪水、内水ハザードマップの作成促進、活用できる促進を活用できる、そういったハザードマップの活用の推進を願っております。町民の周知をやはり、そういったハザードマップや防災タブレットを通じた上での普及、あとご理解の方を周知してもらえばなと思っております。

また次の質問の複合災害について質問したいと思います。この複合災害とは、複数の災害がほぼ同時に発生することとし、複合災害が発生すると一つの単一災害に比べて被害状

況が悪化したり、復旧に時間を要したりするケースが生じるとされ、地震や水害、土砂災害等の様々な災害を具体的に想定し、災害に対する地域ごとの強みと弱み、広域的な影響がわかるようにする必要があると考えております。より具体的な施策に繋がるような、科学的かつ技術的な視点から、事前の防災を検討し、実施方法を構築していただければなど思っております。

そこで災害発生の可能性について、町での複合災害のリスク回避策について伺いたいと思います。

○栗田議長

町民税務課長。

○町民税務課長

はい。ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、はじめに若干ハザードマップについても触れさせていただきたいと思います。これまで山形県管理河川では、金山川と上台川の流域のハザードマップのみ作成しておりましたけれども、今年5月に新たに中田春木川をはじめ、中小河川19河川の浸水想定区域図が追加されたことに伴い、浸水想定区域が大きく増加したため、ただいま今年度のハザードマップの更新作業を行っておるところでございます。

ご質問いただいております、複合災害としましては、ひとつは、豪雨による洪水の発生と、急傾斜地が崩落することが想定されるものと考えられます。豪雨につきましては、災害が発生することがある程度予測可能でございますので、特に急傾斜地と浸水想定区域が重なる地域にお住まいの住民に対して、できるだけ早く避難指示を行い、命を守る行動を促すことが重要と考えてございます。

次に、地震と豪雨の複合災害が発生した場合に、施設の耐震化の問題などにより、避難所が対応できない可能性もあると考えられますので、大雨や地震などの状況を見ながら、適切な避難誘導を行う必要があるものと考えてございます。

また金山町と町内建設業3事業者におきまして「災害時等における無人航空機の運用に関する協定」を締結しており、ドローンを活用して被災状況の情報収集や被災者の捜索・救助等を要請することが可能な状況となってございます。

災害が激甚化する中、土砂崩落や広域浸水により人の立ち入りが困難な被災現場においては、迅速かつ的確な応急復旧が求められ、また、建設工事そのものにおいても、生産性の向上や働き方改革が求められておりますので、今後は国による技術基準類の整備が進むことで、町内の建設業者においても、建設機械の遠隔操作の設備の導入など、平時からICT施工技術を活用することで、より迅速で効率的な被災状況の把握を行うことが可能に

なることが期待されるものと考えております。以上です。

○栗田議長

大場議員。

○大場議員

はい。ただいま課長の答弁を受けまして先ほどの中小河川も含めて、金山川、上台川のみの今まで浸水想定区域だったものを、19河川増えるという形で更新されるということで、すごく町民の方ありがたく思っているかと思います。やはり自分の自宅近くの河川の状況をどうなのか、多分確認をしに行く方々が多いのかなと思います。そこも踏まえてやはり本当であればそういった大雨洪水の場合には近づかないことが一番必要なんですけども、ハザードマップと、またそういった河川の状況も踏まえた上で、防災の方のタブレットにリンクしていただければなと思っております。

国土交通省では能登半島の地震や大雨を踏まえた水害、土砂災害対策のあり方について、提言が公表されておりました。町では、想定する大雨によるリスク回避が先ほどのように考えられ、大雨による土砂災害、山地部からの土砂、流木の流出に伴い、被害や流下阻害が考えられます。このようなリスクを見込んだハザードマップの導入も、先ほど課長からありましたように、検討すべき材料になるのかなと思ってます。

複合災害の検討における想定概念と枠組みも整備し、何よりも先ほど命を守る、人命救助、二次災害の防止、財産と環境の保護のため、より高度な避難訓練などにも繋がると感じております。

平時での我々町民が準備すべき、二次災害を防ぐ上での課題について伺いたいと思います。

○栗田議長

町民税務課長。

○町民税務課長

はい。ただいまの二次災害についてということでございますけれども、なかなか地震の場合におきましてはなかなか想定することは難しいものかなというふうには考えておりますが、実際に避難所、地震の場合に耐えられるかどうかっていうようなことで、その場所に避難が可能かどうかっていうことが一つ考えなければいけないかなというふうに思っております。

避難所に生活をされる皆さん、安全にできるだけ快適な生活をできるように、町としては、避難所の機能といいますか、そういった様々な設備、トイレとか入浴施設とかですね、そういったものを今現在も購入して整備を図っておりますので、そういったこと

でできるだけ多くの皆さんのが安全に避難できる避難所の整備に努めているところでございます。以上です。

○大場議員

はい。やはり避難場所の整備の充実の方も必要です。

また一時避難場所として各地区に提示されている場所の方も、年々危険性や、様々あります。リスクを伴う場所がありますので、見直しもしていただければなと思っております。

そこで先ほど課長からありましたように、避難場所の整備について関係しますので、③の災害対応車両登録制度への対応についてお伺いしたいと思います。

内閣府では災害時に被災地で使えるトイレカーやキッチンカーなどの車両を事前に登録する災害対応車両登録制度が6月より開始され、民間団体や自治体が所有する車両の所有地情報など平時からデータベース化していくことで、災害時の迅速な発見に繋がるとされており注目されております。行政側が、こうした車両の所在を事前に把握しておくと、被災自治体への提供に時間がかかるないとされ、全国では物資の備蓄拠点を含め、整備が進んでいる状況です。

しかしながら最上管内では、車両、災害車両対応車両を取得している自治体はなく、利用を希望する自治体は発生後、ニーズと照らし合わせられない状況にもあるため、避難所でトイレが不足する可能性が高い状況です。トイレ搭載の車両普及や災害協定の対策の必要性を促す必要があります。この国から最大9割支援される災害対応車両制度を町はどうとらえ、今後どのような対応になるのか伺いたいと思います。

○栗田議長

町民税務課長

○町民税務課長

ただいまご質問いただきました、災害対応車両登録制度につきましては、内閣府において災害対応車両と、災害対応車両調整法人を平時から登録し、データベース化しておくことで、発災後、被災自治体のニーズに応じて、迅速に災害対応車両を提供できるようにするための制度と理解してございます。

町が登録されている災害対応車両を利用する場合は、災害発生時にデータベースから避難所等のニーズに沿った登録車両の所有者または調整法人との間で、登録車両の提供の可否、提供する期間、費用、その他の必要事項において、個別に調整し契約することとなります。

費用につきましては、災害対応車両としての登録の有無にかかわらず、災害救助法が適用されれば、大場議員の見込みのとおり最大9割が国から支援されることとなってござい

ます。内閣府のデータベースを検索するためには、災害車両登録調整検索システムにログインするためのアカウント登録が必要となります、町ではすでにアカウントを取得し制度の活用が可能となってございます。

なお、7月31日現在の登録状況でございますけれども、全国で車両登録台数が97台、登録法人が21法人となってございます。このうち、山形県内で発災時に対応可能な車両登録台数は73台、17法人となってございます。今後、登録台数と法人数が増加することにより、被災地のニーズに対応可能となってくると思われますので、指定避難所等の機能を補完し、少しでも被災された方が快適に過ごせるように、避難所ごとに事前に必要な車両をリストアップして参りたいと考えております。以上です。

○栗田議長

大場議員。

○大場議員

はい。この登録制度、県内では先ほど課長からあったように、73台、17法人登録されていることで、少なからず近隣での災害発生時の際にはそういった協定を結んでおり、登録されているところへの迅速な避難、また救助方法がなされるのかなと思いつくっております。

8月18日の新聞報道で、避難所指針への全国自治体対応アンケートでも、避難所におけるトイレの数では、政府が指針で示す基準を満たしていない市町村が半数であると記事を拝見いたしました。

山形県の35市町村のうち、避難所のトイレの数について、21自治体が満たされていないとされ、町でのそういった状況はどうなのか質問したいと思います。

○栗田議長

町民税務課長。

○町民税務課長

はい。ただいまのアンケート調査の件でございますけれども、21自治体の中に金山が入っているのかということでございますが、大変申し訳ございません、ちょっと後程確認をさせていただきたいと思いますが、今現在、今年度、予算を議員の皆様のご協力をいただきまして、先日もですねポータブルの自動ラップトイレというふうなトイレを購入して導入をしてございます。そちらの方で、概ね改善センター、やくし苑、体育センターで避難される方につきましては、その数で充足するのかなというふうに考えてございます。

なお、今後も交付金等様々な財源を活用しまして、トイレの充足に努めて参りたいと思いますのでご理解をよろしくお願ひいたします。

○栗田議長

大場議員。

○大場議員

はい。やはりトイレやキッチン、ＴＫＢ、ベッドもそうなんですけども、やはり避難所に必要な備蓄品の方の様々な確保が必要になるのかなと思っています。

2026年度には防災庁が新設される予定であり、避難する場所によって支援の格差が生じないよう舵取りを担うことを提言されており、自治体でも、備蓄状況を様々な形で目配りしていただいて、効果的な災害対応ですとか、よりきめ細やかな対応、また事前防災の推進として平時、また災害時の両方に関わるデータの整理やリスクの評価を行っていただければなと思います。

また地域の課題にも、地域や地区の様々な防災対策、自主防災対策にも含めて寄り添つていただければなと思っています。

次の4番目に入ります。インフラ老朽化による事故防止のための予防保全についてお伺いしたいと思います。

「第一次国土強靭化実施中期計画」の中に、2018年から20年度は国土強靭化のための3か年緊急対策。また、2021年から2025年までの5か年加速化対策にて、津波を含む自然災害への対応について、インフラ老朽化による事故を防ぐ予防保全について、2026年から30年度まで推進が必要な114もの施設が追加されているようです。

当町では、津波等の災害は考えられませんが、大雨などによる河川の氾濫区域、土砂災害警戒区域が多数点在する中で、今回の中期計画を概ね5年ごとの見直しが初めて法定化されたもので、町の防災計画よりもより一層の対策を講じる必要があると思います。災害に強いまちに向け、町のインフラ整備や老朽化による事故防止のための予防保全についてお伺いしたいと思います。

○栗田議長

環境整備課長。

○環境整備課長

はい。ご質問をいただきました、「インフラ老朽化による事故防止のための予防保全」について、最初に道路・河川関係施設についてお答えをいたします。

老朽化による道路施設等の崩壊などにつきましては、道路橋・トンネルなどの構造物が、特に第三者被害の程度が大きいと言われております。

そのため、そういった施設は、1施設ごとに修繕計画を策定し、5年に一度の法定点

検・診断等を実施しながら損傷度合いを見極め、必要に応じまして予防保全的修繕工事による長寿命化、あるいは施設の更新などに努めてございます。

特に昨今は工事費の高騰も顕著であり、大規模修繕工事の場合には事業費も増大傾向にありますことから、計画的に修繕工事や更新計画を行っていくことはもちろん、効率的かつ集中的な道路管理を行うため、施設自体の廃止や集約化についても隨時検討してまいりたいと考えてございます。

その他の構造物等を含めまして道路全般に、日頃から道路パトロール等による目視点検を実施し、施設に異常や変状が確認された場合にはもちろん、災害が予想される気象状況の場合などにも緊急点検、診断等を実施し、早急に安全対策を講じ、町民の皆様が安心・安全に通行することができるようこれからも努めてまいります。

河川施設につきましては、大規模な施設は国や県の管理がほとんどですが、施設の異常などが発見された場合には、河川管理者である国や県と連絡調整を図りながら適切な対応がいただけるよう日頃から連携に努めてございます。

町管理の準用河川や普通河川についても、近年緊自債などの有効な財源を活用しながら、ぜい弱な箇所等の護岸整備工事などを計画的に実施してございますし、近年突発的に発生している集中豪雨などにも耐えられるような河川施設の機能保持に努めて参ります。

続きまして、水道事業における予防保全につきましては、アセットマネジメント計画により資産管理がされており、施設の老朽化状況の把握を行ってございます。

施設の現在の維持管理については、電気及び機械設備は職員による定期的なパトロールと毎年度の保守点検により適正に保たれているほか、設置から法定耐用年数の半分が経過した設備は、計画的な修繕により長寿命化を図ってございます。

管路につきましては、夜間流量の増加した区域の漏水調査を実施し、早期修繕の徹底を実施するとともに、漏水事故が多発する管路の布設替により、維持管理、維持修繕費の抑制を図っております。

また、老朽化管路は、令和6年度末時点で約4.9%と全国と比較して低い割合となっておりますが、今後は、老朽化管路の布設替えと避難所等へ配水する重要管路の耐震化を計画的に実施してまいります。

他の配水池やポンプ場については、現時点で老朽化した施設はございませんが、施設の統廃合により、維持管理費と建設コストの抑制の手段として有効となる可能性がございますので、更新計画を策定し、更新時は統廃合を考慮しながら水道事業に係る費用の抑制に努めてまいります。

続きまして、下水道でございます。下水道における予防保全についてですけども、今年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故など、下水道管路の破損に起因する事故が全国的に発生してございます。

下水道管路の法定耐用年数については、下水の流入水量、設置環境及び材質等により異なりますが、一般的には40年から50年とされております。

当町の下水道事業につきましては、平成7年12月より順次整備が進められ、平成14年3月に供用開始となっており、当町保有の管路において最も古い管路でも今年で30年を迎える管路であり、法定耐用年数を超える管路は現在ありませんのでご理解をお願いいたします。

しかしながら、インフラ施設については想定よりも早く修繕が必要になる可能性も考えられますので、引き続き管路やマンホールなどの定期点検の実施や異常の早期点検発見・対応に努めてまいりたいと思っております。

今年度は、管路破損の原因となる硫化水素が発生しやすい勾配箇所や管路の合流箇所に設置されているマンホール及び付近の管路の状況を把握するために、管口カメラ調査を実施したいと考えております。

また、浄化センター内の設備や下水道事業計画区域内5箇所にありますマンホールポンプ場につきましても、ストックマネジメント計画のもと、計画的に更新を図っており、施設や設備等の老朽化により発生する事故を未然に防いでおりますので、ご理解をお願いいたします。以上でございます。

○栗田議長

大場議員。

○大場議員

はい。ただいま課長からの答弁を受けて、町では水道管や下水道の管路の法定耐用年数の方がまだなってないという、耐用年数まで至ってないということでも様々な、早く修繕箇所を見つけて、例年行われている点検も含めまして、避難所に繋がる環境の抜本的な改善に繋がるのかなと思っております。この避難所に関するだけでなく、平時での利用も含めた上でそういういたインフラ整備の老朽化に向けては、全体的な把握ですとか、予防保全の段階から早めにそういういた点検して早期に修繕する箇所が見られれば、幾ら耐用年数が来てなくても対応すべきことと思っておりますので、早めの点検、早めの周期修繕をしていただいて、災害に遭ったときにはそういういた可能性のないような形になっていただければと思っております。

次の5番目に移ります。中期計画の中に、防災インフラの整備として、障害者や外国人

に配慮した災害情報伝達の整備促進が盛り込まれております。災害時だけでなく、平常時から障害者や外国人が地域の一員として生活できるよう、ボランティアによる情報伝達や保障、避難誘導のサポート、多言語対応の案内版、音声案内、スタッフによる多言語での説明、絵文字、映像など多様な手段での情報が必要とされています。特に外国人観光客や在住外国人が少ない場合でも、災害時には情報伝達の遅れや混乱が生じる可能性もあるために、個別にわかりやすく伝えることが重要とされております。

そこで町では、やさしい日本語による外国人に配慮した情報を災害情報の伝達や、現在の防災減災対策の状況を含めた教育訓練のガイドラインについて、状況を伺いたいと思います。

○栗田議長

町民税務課長。

○町民税務課長

はい。ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

はじめに、外国人向けの災害時の情報伝達手段について、町が現状について行っているものについて触れさせていただきます。

町のホームページでは、日本語のほかに英語、中国語、韓国語での表示ができます。また、防災アプリ搭載のタブレット端末自体は日本語の表記のみでございますけれども、そこから閲覧できます町のホームページは複数の言語で閲覧することが可能となってございます。

また、町の指定避難所（中央公民館、やくし苑、地区公民館ほか）その他指定避難場所（町民グラウンド、小中高のグラウンドほか）の場所を示す看板につきましては、日本語と英語で表記をしてございます。

なお、現在当町に住民登録をしている外国人の方は7月末時点で63名いらっしゃいます。そのうち33人の方は技能実習生のため、日本語での会話が難しい方も多いのかなというふうに思われますので、例えば、まずは、町の防災訓練、特に避難訓練への積極的な参加を、企業を通じて促していくことも必要な視点ではないかと考えてございます。

国の計画の「推進が特に必要となる施策」のうち「障害者・高齢者・こども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化」につきましては、障害者や外国人等への配慮を含めた防災行政無線等の多様な情報伝達手段を全ての市町村に整備することを目標としているものと思われますが、金山町国土強靭化地域計画におきましては、施策推進方針の「危機管理」分野に「災害情報伝達手段の確保」や「災害時における住民等への情報伝達の強化」を定めており、更に「災害時要支援者の支援」として避難行動要支援者の避難行動や避難生活

を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿の修正や、個別計画について作成を促進することを施策として定めているところでございます。現在の計画におきましては、要支援者と定義される範囲に外国人を含めているとは想定されていない状況でございます。

大場議員からのご質問にあります外国人向けの情報伝達手段のガイドラインのようなものは、今現在ございませんので、7月に閣議決定された「第一次国土強靭化実施中期計画」の内容を今後精査してまいり、県の計画改定の動向も踏まえながら、「金山町国土強靭化地域計画」について、適切な時期に改定し、所要の措置を講じる必要があるものと考えてございます。以上です。

○栗田議長

大場議員。

○大場議員

はい。この中期計画が様々な形で、まだまだ更新される場面が多いのかなと思っています。災害時の障害者、障害を持つ方、また外国人への様々な情報提供として、コミュニケーションボードの活用ですとか、こういったタブレットの活用がまだまだ積極的な形で町民からされればなと思っております。更新の方、早めに行っていただきたいと思います。

それでは大きい2番目に移りたいと思います。観光戦略と地方創生についてお伺いします。町では街並み景観づくり100年運動を基幹プロジェクトとして位置付けし、自然と調和した美しい街並みを作り、あわせて林業などの地場産業の振興、人と自然の共生を図つてきております。

令和8年度以降の高規格道路延伸開通に伴い、金山町内にインターチェンジが数か所設置される予定であり、観光への注目度も増していると思います。

現在、その観光戦略と地方創生の関連性として、観光客を誘致するための戦略を立て、既存の観光自然を磨きあげたり、新たな観光施設を整備するなど、広角的な情報発信として、道の駅が観光振興の課題を解決する拠点として、成長させることが、その戦略として構想されています。

この道の駅、また防災や地方創生・観光を加速する拠点を形成するため、全国の道の駅を対象とした支援事業が展開されている状況で、地域の魅力を引き出し、観光客を誘致することで、地域経済の活性化や雇用創出、住民生活の質の向上にも繋がるとされております。

そこでですけども、決して道の駅の建設や運営を単体で考えるのではなく、災害時の救援拠点の役割や観光振興の課題を戦略的に解決する拠点として考えた場合、町長はこのような施設をどのように思っているのか、見解を伺いたいと思います。

○栗田議長

町長。

○町長

はい。それではただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

道の駅につきましては、交通結節点としての機能だけではなくて、観光振興でありますとか、災害時の拠点機能を含む地域の中核拠点へと発展していくことは、国の地方創生・観光戦略にも整合した重要な視点であると認識をいたしております。

大場議員のお話のとおり、現在の道の駅は休憩機能、情報発信機能、地域の連携機能という3つの基本機能を併せ持つ拠点といたしまして、全国で約1,200箇所に広がっておりますが、地域資源を活かした雇用創出でありますとか、地域経済の活性化、住民サービスの向上に寄与するとともに、災害時には防災拠点としての活用が進められているというふうにも考えているところでございます。

当町といたしましては、これまで過去の議会答弁におきましてお答えしておりますけれども、金山町が単独で持続可能な道の駅を整備するということに関しまして、イニシャルコストはもちろんでありますが、金山町の特色を生かしつつ、町内外の多くの方々より利用していただく、かつランニングコストに優れた施設にする必要があるという観点から現時点におきましては、課題をクリアした形での道の駅整備は、なかなか難しい状況にあると認識をいたしているところでございます。

しかしながら、高規格幹線道路の供用開始を間近に控えまして、時期を逸することなく町の中心部である中央公園内に地域振興の核となる施設の必要性を感じているところでありますので、現在の方針としましては、子ども達の放課後の居場所機能や避難所機能等あわせ持つ地域振興施設の整備を計画しており、その施設を町内外の方々に利用していただけるよう、意見交換会等を実施しまして、意見集約を行っていただいたところでございます。

また、最上地域8市町村長からなる「新庄インターチェンジ付近道の駅勉強会」におきましては、令和6年5月から、外部講師による講義と意見交換を行っているところであります。令和7年3月には、議会全員協議会におきまして、その中間報告をさせていただいたところであります。

中間報告におきましては、この道の駅の整備の方向性としまして、東北中央道とみちのくウエストライン（新庄酒田道路・石巻新庄道路）をいいますけれども、これらを交差する「交通の要衝」としての新庄インターチェンジ付近道のポテンシャルを最大限活用をするために、道の駅の基本的な機能面だけではなく、他の機能を有する施設も含めた複合拠点を目指すとしているところであります。

また、その施策機能としましては、最上地域8市町村が恩恵を享受できるものとともに、基本機能に加えまして、広域防災でありますとか、広域物流、そういった複合拠点としての機能を目指しているところでもあります。

併せまして、観光振興の課題解決に向けた拠点につきましては、民間主導による観光地域づくり会社等を中核とした、戦略的な取り組みが各地で取り組まれているところであります。

最上管内におきましても、新庄商工会議所やもがみ北部、もがみ南部、両商工会の共同出資により設立されたところであります、その活動に期待をしているところであります。

これらを踏まえまして、災害時の救援拠点機能と観光振興の両面を戦略的に統合する拠点として、最上8市町村での道の駅の整備検討を現在進めている、そんなふうに捉えていけるところです。

さらに、道の駅整備に伴う様々な効果につきましては、当町においても、それらが反映されるよう改めて産業面観光面においても仕組みづくり、そういったことを整備していく必要があるものと改めて感じているところでございます。以上です。

○栗田議長

大場議員。

○大場議員

はい。最後です。先ほど町長から答弁いただいて、地域振興施設計画が検討される上で観光振興として注目されている、この防災拠点の事業の活用を検討していただいて、地域住民の安全安心を確保することで、さらなる観光資源に繋がると感じております。この地域振興施設、大変期待しております。以上で一般質問を終わります。

○栗田議長

ここで、一般質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

11時34分 休憩

13時00分 再開

○栗田議長

休憩を打ち切り、再開します。

それでは、須藤典夫議員の質問を許します。

○須藤議員

5番、須藤です。よろしくお願ひいたします。私からは米騒動から金山農業の施策を検証するという題目で質問させていただきます。二項目ありますので、よろしくお願ひいたします。

まず米に関してはですね、私も長く農業をして参りましたけども、50年ぐらいやってますけども、今回の米価に関してはですね、概算金ですけども、一昨年からすると倍ぐらいの、3万円前後ですね。概算金が提示されています。

あとは金山町の作柄がですね、良好に作業進めば、まさに金山の経済ですね、今までないような潤いに繋がるではないかというふうに期待しているところです。

今後の米を取り巻く農業の施策に関してはですね、今後、どのような展開になるかは定かでありませんけども、ぜひですね、農政においては、やっぱり農業の動向というのが大きな経済の要になりますので、町としてもですね、今後一層施策においても充実を図っていただきたいというのが私のお願いであります。

さて、それでは質問に入ります。まず一つ、①ですが、認定農家の会、金山認定農業者協議会の総会がありまして、その席上ですね会員から、認定されたんだけどそのメリットがないというような、それから、認定農家が100名を超えたんですが現在90名ぐらいまでですね、減ってきてるということの声が、意見がありました。

農業者の認定にあたっては、5年間の計画をもとに認定される制度であります。認定されたことで農家は、主に機械の購入等で補助事業を活用してきております。農業を続ける上で農機具等の購入が経営に大きな負担になっているわけですが、それが農業をやめる動機にも繋がってきているというのが現状です。

それで、現在県の各種補助事業では3割補助というのが一般的な支援策になっております。これをですね、認定のために5年間の計画が実際、事実上達成されたという農家に対しては今後ですね、町単独で県の3割補助に対して2割アップして、5割補助となる積極的な支援を考えてはいかがという質問です。よろしくお願ひいたします。

○栗田議長

産業課長。

○産業課長

はい。須藤議員の質問にお答えいたします。須藤議員もおっしゃっておりました7月11

日に開催されました、令和7年度認定農業者協議会総会において、参加者は11名と残念ながら少ないとこまではありました、認定農業者からは「認定のメリットがない。認定農業者が減っている」との意見は、総会以外でも、これまでいただいているところでありまして、認定農業者数の減少は残念ながら続いているところであります。

認定農業者数は、ピーク時の平成30年度末の126名となっておりましたが、今年8月末現在の認定農業者数は90名となります。うち、法人が10法人で平均年齢は62.4歳、32歳から78歳までの農業者となっております。令和6年度中には新規がなく、更新21名、辞退が8名となっており、辞退の理由としては、本人の高齢化や規模縮小が要因となっているところでございます。

今後の金山の農業や農業従事者の高齢化に伴い農地の荒廃化が懸念される中で、認定農業者等の担い手確保については喫緊の課題と捉えているところでもあります。

現在、新たな担い手確保に向け、今年度は認定農業者制度の周知に努めており、新たな認定農業者となる担い手の掘り起こしや、個々に制度説明等を行っているところでもあります。

須藤議員からも5年間の計画策定とありましたが、認定農業者となるには年間農業所得が概ね350万円以上の経営改善計画を策定していただくこととしているところであります。

認定農業者それぞれの経営改善計画の目標達成に向け努力していただいておりますが、5年間で規模拡大等の経営改善に及ばない農業者がほとんどであるところを感じているところでありますので、引き続き5年先の経営改善の目標が達成されるよう、審査会構成員であるJA金山営農部・信用共済部、県最上総合支庁農業振興課、農業技術普及課からのサポートを受けながら対応していきたいと考えているところであります。

農業機械については、経営規模の大規模化に伴う高性能な大型機械は必要不可欠なものであり、耐用年数の経過とともに更新時期を迎えると物価高騰の影響もありまして、3割近く価格も上昇しているところです。須藤議員がおっしゃる通り、農業経営において、農業機械更新に伴う負担は大変大きく、経営存続を考えるターニングポイントとなっているところであります。

認定農業者になることで、国や県等の補助事業の活用が見込まれ、令和7年度においても国や県から採択された5件の認定農業者においては、トラクター、田植機、コンバイン、ニラ出荷調整機器等の主要農機具購入に伴う支援が受けられることとなっております。

認定農業者への支援がないという意見に対しては、規模拡大等の経営改善を行う認定農業者には、機械購入補助などの支援が受けられるなどのメリットはあるものの、現状維持で経営規模が変わらない認定農業者に対しては、メリット感が少なくなることも現状とし

てございます。

一方で、町内の遊休農地の増加に伴い、農地保全が不十分な箇所が急増しているところでもございます。農地をより高度利用していただけるよう、かつて実施しておりました農地集積に伴う町単独の補助事業等の再開や、町単独は場整備事業について、令和7年度から認定農業者枠の単価を上げて対応いたしているところでもありますが、国の水稻作付拡大の方針変更も見込まれますので、拡充することも今後検討して参りたいと考えているところであります。

認定農業者から将来にわたり金山の農地が守られるような事業となるよう、今後開催を予定している令和8年度当初予算編成に係る意見交換会等で、認定農業者の方々の意見を聞きながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

須藤議員の経営改善計画の目標達成者への国・県補助金に対しての嵩上げ補助についてでございますが、現在の大方の農業機械購入に伴う国・県の補助率が2分の1と優位性もございますので、他自治体の状況把握に努め少し時間をいただき、目標達成者への町の嵩上げ補助について検討していきたいと考えております。

最後に、引き続き認定農業者の確保に努め、持続可能な金山農業の推進に努めて参ります。以上です。

○栗田議長

須藤議員。

○須藤議員

はい。非常に課長が積極的に取り組んで検討していただいたようで、ありがとうございます。

ますですね、やはり農地は地球の一部をお借りして我々使わせてもらっているわけですけども、この面積は変わらないということであとはそこをどう活用するかというのはやっぱり人の知恵と、行政由来の団体のですね、創意工夫と、こういうことになるかと思います。それで非常にこの米騒動で、毎日連続して連日のお米を中心に話題にしているわけですが、その背景としてやっぱり農業のですね、将来性の不安というのが、これは消費者もですね、みんな共通した課題として意識があったようです。それを受け此の地方の実際現場でいる私たちが、やはり積極的にこれを受けとめて、実践していくという立場にいるわけであります。それで、いろいろ課題は、今課長から出てきましたやっぱ後継者がいないうとかですね、それから農地の未整備ってのもかなり大きな理由としてありますが、これは順次整備、ほ場整備をしていくということになっていきますので、時間がかかりますけども、そういうふうなことで将来の方向性ができています。それから若手の担い手。これが不足していると。ここはですね、非常に大事なポイントであります。我々も70代を超えま

した。まだ現役でやれますが、明日どうなるかわからないというような年代です。ですから、若い担い手の方々にぜひ、農業にまず関わっていただいてですね、これいろんな入り方があるんです。お金になるということで、家庭を持ってる方々はやっぱりそういうところが重点に置かれると思います。それから独身の方ですとですね、女性の方でもいいと思いますが、やっぱり農業に何らかのロマンというですね、そういうロマンチストのところで入る、こういう方もいます。それは後半にもお話しますけども、今のその、農業を取り巻くその人間に対するですね、影響、こういうものを心配して、私はそういう農業じゃなくて、有機農業とかね、そういう形で、本当の農業の前提を守るような、農業に関わりたいと。いろんな入り方があると思いますが、一般的には家庭を持って、そこで生計できるような農業をまず基盤として作り上げると、これが我々行政としても大きく進める視点だと思います。その上で、まず機械とかですね、施設とかこの辺がですねやはり経済的に大きな負担になるというふうに考えられます。

いろいろ施策は国や県でも、町でも小規模の事業補助を出して、大変好評で利用されているというお話を聞いてます。ですから、今度は大型機械のそういう支援といった形で、きっちと打ち出せばですね、それで計画が達成できるような、計画でまず機械の支援をしていくとか、そういう入り方をですね、きっちとやっぱり施策として定着させるということが、大事かと思うんです。その上で、耕起になるような農地に関しては、今、エコさんとか、ドリームさんが、20年、25、6年なりますかね、発足して、こちらの団体もかなり努力して今までこられた。これ大したことなんですね、考えてみれば。全く他のところの地域を見ますとですね、農耕地となって、林当然のようなところもいっぱい出てきますが、金山は何とか守り通してきました、この2団体。しかし経営的なことを考えると、やはり未整備の所はですね、やっぱり採算が合わないということでどうしても辞めなきやならない。地主の方に返すという状況になっていると思います。

こうしたことで新しい団体が出てくるかもしれません。そのためにも、まず初期投資こちらに関しては、十分な準備をしていますよと、こういうふうな体制をやっぱり行政側として、もちろん農協さんの支援も必要ですけれども、準備しておくということが、担い手の育成に繋がると。こういうふうに考えますので、5割にこれ上限も必要ですけれども、その辺ですね、整備体制を早期に作っていただいて、そういう担い手の方々が、農業取り組むというときには、そういう支援をきっちと出せるようにですね、準備しておいていただきたいと思います。この件に関しては、よろしくお願ひいたします。そして、早めですね、制度設計を考えていただきたいというふうに思います。

どうですかそんなことで、課長、進めていただきますか。

○栗田議長

産業課長。

○産業課長。

はい。先ほども回答いたしましたが、他の自治体の先行事例など、これから探しまして、何とか目標達成者への嵩上げ補助という点については、検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○須藤議員

はい。よろしくお願ひいたします。

佐藤町長も農業に関しては非常に、意欲をもって町政に臨むという所信表明だったんですが、残念ながらまだですね、具体的には場整備は実現してきました。それで、この辺がぜひ期待してあるところですね。金山にそういう扱い手に対しては非常に手厚い支援があるんだというような施策を整備していくというのが、これが大事かなと思いますので、町長含めて、検討よろしくお願ひいたします。

それでは次ですね。次はですね、これちょっと私もなかなか勉強しきってない課題でありますけども、お願いしたいと思います。

まず米価格高騰で、農業や農家の事情が連日報道の主役となっている。世論の高まりを受けて、与野党問わず日本農業を守る施策に動き出すことを期待したいということです。この辺はですね、本当によかったなということで、やはり騒ぐとですねみんなやっぱりそれに関心を持っていただいたんだなというふうに思います。

それで、今後の施策を期待してるわけですけれども、それを待たずにですね、もうすでに新しい農業の取り組みも始まっているんです。こここの部分をちょっと金山の農業として、やっぱ考えていくということで、お話したいと思います。

それで、これは皆さん聞いたことがあると思いますけども、ほ場整備をすると、補助が大きくなりますので、機械も同時に大きくなるという、このスマート農業というのが可能になるということですね。もう人間がかなりの省力で機械がやってくださるということになって、このスマート農業というのが、金山ですね、やはり若い方々含めて、これ、お年寄りもそうなんですよ。この機械に非常に若いときは、機械にも慣れていたんですが、今の機械は、その電子化ですかということで、非常にお年寄りも不慣れですということで、このスマート農業を入れたいんだけれどもってことで、まだ実際金山で話題になるぐらいの状況にはなっておりません。

そんなことで今後このへんのことも行政でですね、専門家を入れてやっていくとか、或いは農協さんと連携して、農協の方でやるとかいろいろその辺考えていかなきやならないと思います。

それから、田んぼダムっていうのは、皆さん聞いたことはありますか。この田んぼダム

ですが、私も昭和の入口でのぼりが立ってたんで、なんだろうと思っていたんですが、この田んぼダムというのは、水田に貯留地の水を溜めるという機能を活用して、大雨のときに一時そこにたまるわけですよね。それをためるぐらいの、「くろ」も整備しなきやならない。それら辺の補助事業もあるそうです。そういうことで、洪水被害の軽減を図るというような取り組みがあるんですね。これやると、これは県の方の支援ですが、10アール当たり400円。金額がすぐに出るような制度なんです。そのための、取水口とか、そういう整備の方の別にまた出るそうですが、そういうようなことで、田んぼダム。金山ではまだやってないかと思います。今後どうするか分からなわけですけれど。

それからですね、カーボンビジネス、これも知りませんでした。知っている人は、関心あるかと思いますが、このカーボンビジネスってのはNTTドコモ、こちらがですね、取り組んでいる温室ガス排出を削減すると。これだけしてやるのかっていうこと、中干しつてのありますよね。これはどこの農家もやるわけですけども、水田で中干しする。これを長くすることで、メタンガスの発生を抑えるということだそうです。この抑えた分を、削減した分をカーボンクレジットとして、大企業、排水量の多い企業にその分売るんですね。売って、その売却した一部を、農家に還元すると。こういう仕組みだそうです。

これすでにですね、20都道府県で、5,000ヘクタールももう、実現してるっていうか、取り組んでるってことなんですよ。こんなこともう、起きているんですよ。知りませんでした。これも持続的にお金になるんですよ。なかぼしを長くすると、そういうふうなことをどういうふうに行政の方で取り組んでいけるか、農家の方に指導していけるのか。そういう取り組みも必要ということです。

それからですね、乾田直播これもすごいことなんですね。

今まで、今回渴水で稻が干からびたっていうことがあるんですけども、水いらない稻作なの。乾いた畑に昔「おかぼ」ってあったと、畑に今の品種をまいて、それで水を使わないで仕入れをあげると。こういう技術なの。これももうすでに始まってるんです。これもすごい魅力があるわけですね。まず省力でコストが削減できます。それから先ほどのメタンガスの発生がもう極力抑えられるということです。こういう新しい栽培方法なんですが、これをまず、実際する指導員、指導者が金山にはたぶんいないと思います。

それから、これに伴う資材。新しい資材なんです。それは機械も今は、「なおしろ」ってか田んぼのごちゃごちゃのところ歩くんだけども、今度は乾田の所に種をまくというような新しい機械が必要になるということで、こうしたことへの支援がはたしてできるのか。将来的に見れば、こうしたものを並行して、やっぱりやる必要があるだろうというふうな位置付けなれば、町としてもですね、今から支援策を考える必要があるということですね。

それから、ちょっと時間ありますけど、有機農業。これはですね、古くて新しい言葉な

んですけども、ここに来てまた有機農業が加わる。

有機農業については、1970年代ですね、皆さん記憶にあるかと思いますけども、有吉佐和子氏の「複合汚染」という本が出たんです。これはですね、私たちも真剣になって読んでみました。そこで、1970年、いろんな社会問題が出たときですけれども、この「複合汚染」というのは、農家、農業の農薬の使用、これが全体の土壤も含めてです。水も要するにみんな含めて、汚染、複合汚染ですということになっているんだよ、っていうような書です。で、どうしたか皆さん。農家の方はそれ読んでびっくりしたわけですよね。自分達は農薬も何も正しいと思って使っていたものが、覆されるわけです。そのことによって、有機農業というのが全国に広がったんです。有吉さんの「複合汚染」のそれが出てくる有機農業ってのが、その辺にぼーんと出てきました。農薬を使わないというふうに、或いは堆肥づくりを大事にする。そういうふうな有機農業というのが、生まれてきます。これが全国に広がります。それが今に至ってる。

しかしですね、これがメジャーにはならないんです。これは手間暇かかってコストとか、そういう農業なんです。でも、町でもですね、皆さんちょっと記憶にあるかと思います。記憶というか現在も進行中ですんでお話しますけれども、肉の大商金山牧場、ここ豚の牧場ですけども、養豚場ですけれども。この大商さんの小野木さんが、地域循環農業というのを提唱してます。これは、あそこで堆肥をね、豚ちゃんが排出した糞尿を使って、現在はですね、そのえさは、金山の飼料米を、40ヘクタールかな。かなりの量を購入していたい、豚が食べて、その分を、金山のニラと畑作に還元してます。そういうことをやられてるんです。ただ不十分なんですよね、これはまだ。本当の一部分に循環しているだけで完全な循環にはならない。まずえさが、飼料米として、あそこで消費する豚の飼料米が足りないそうです。それから、そこから出た糞尿ですけど、これも一部発電にして、自社発電に使ってる。出た製品にされた堆肥に関しては、農地法人のいえむさんが、さらに糀殻と攪拌して、再発酵して、そしてニラ農家等に供給する。こういうふうな流れ。一時期、これをペレット化しようと。そして、家庭菜園までですね。この循環農業というのも展開しています。

町の生ごみも分別してですね、そういう堆肥化して、ペレット化して、地域全体の有機につなげていこうと、こういうお話があったんですが、今は消えてしまいました。そういうことで、金山でも、そういう取り組みをやろうという目は、現在もあるんです。それで、ということで新しい取り組みがたくさんありますけれども、こういうものをもう一度ですね、町の産業課から中心に施策として、今後の町の農業施策として、金山町にあった、全部やるってのはなかなか難しいと思いますので、ここは金山の将来の農業として、生きのびる農業として、農家の方が関心持ってやれるものっていうものを一つ一つですね、階段を踏み込んでいくように、やっぱり今の農業で満足しないで、取り組んでいくことが望ましいではないかということなんです。

それともう一つ、物を作るってことは今お話しました。しかしですね、こつからは、この販売に関して今度はですね、大事なのは、ものは作ったけれども、それを有効的に消費者に届ける必要があります。それで、農協さんが今まで金山はですね、出荷販売等には大きな役割を果たして部門、これありませんよ、ありませんけれども、ただ、ここに来てですね、いろんなその多面的な、販売形態があるということも認識しなきやなりません。

まずは、食品会社、これは金山でも成功します。ビーナツ、まさにマッチングですね、商品化して、そして生産もされてるということで、この拡大も、とんとん拍子で行かないと、原料が足りないんですよね。どんどん消費が増える、原料もあわせて生産機能を高めていくということが大事だと。そうした企業とのマッチングで生まれた、生産。

それと、今度は今、やはりお米が高くなつたということですが、海外。インバウンドは旅行だけじゃなくてですね、やはりこちらから売り込む必要も、これは自治体の役割としてあるのではないかというふうに思います。海外販売。お米だけじゃないですよ、お酒だけじゃなくて、何かあるでしょうというふうなことなんです。金山としての、これを将来の産業として海外、そしてそれを通して、インバウンドですね。お客様が来るという関係も生まれてきますことによって、まずはそういう海外販売も考えてみる。

それから先ほど防災の方で、大場議員の方から道の駅が出ました。これもですね、やはり毎日のように、道の駅の話題が出てます。それほどマスコミも感心あるし、それほど国民が利用されている施設。地方にとっては、私なんかやっぱり、ここからもすべての発信になるし、我々も勇気づけられたというふうな施設だろうと思います。

ちょっとその、産直施設の話は今回あまりできませんけども、そういうことで、そういう機能をですね、生かすということも、あまり他力本願にならないで、町長みずからですね、積極的に勉強したり研修したりしてですね、本当に金山であった方がいいのか、なくとも、その役割ができるかっていう検証ぐらいはやはり真剣にやっていただきたい。そういうことで、多様化してきます。販売は本当に多様化します。

それで、これらに全部に答えると、何度も言いますけど全部に一気に答えられることができません。ですが、こうした情報をまず取り入れてですね、何ができるか、そういうことを、産業課中心に、総合政策でもいいですから、やはり、今後の農業を中心に進めるために、どのようなことができるのか、そしてどういう団体と、或いは新しい団体を作らなければならぬのか。そういうことも含めてですね、積極的にこの辺の取り組みも考えていきたいということで質問させていただきました。どうでしょうか。この知らなかつたこといっぱい出てきました。もっとあると思いますよ。農家が今までただやつてることだけでもお金になること、或いはそれを企業が支援したいというようなことがもっとあると思います。そういうの皆さんまず出し合つてですね、或いは調べて、そんなところで、質問させていただきました。どうでしょうか。一旦聞きましょう。

○栗田議長

町長。

○町長

はい。ただいま須藤議員の方からは、新たな農業の取り組みっていうか先進的な動きが多様化して様々本当に取り組まれているというような実情を一つ一つ例示をしていただいて、教えていただいた感じがいたします。

それに対しまして、個別に本当に全部が全部、できるとはちょっとなかなか難しいところがあるんですが、総論的な話になるかもしれませんがちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

まずは米の概算金についてちょっと触れさせていただきたいと思いますが、8月27日にJA金山の令和7年産米の概算金が品種ごとに提示され、28日、29日に実行組合長を通じて農家に周知されたようあります。過去最大の60キロ当たりが「つや姫」3万800円を最高額としまして、他の品種におきましても、3万円近くの金額となり、農業者にとりましては農業機械や農薬などの農業資材高騰の中、安心した稲作経営ができる価格帯として捉えているのではないかというふうに感じているところであります。

また、高温や渇水に伴う品質、収量の低下、そういったことも懸念されるところではあります、8月末の方から、早生品種より収穫作業が今進んでいるというような状況にあるようです。

こういった近年の米価は高騰傾向は見られますけれども、農業経営にとりましては一時的に明るい材料とも受けとられている部分があるかと思います。しかしながらこの状況を、必ずしも楽観視ということはやっぱりできないところもあると思っております。むしろ、町の方といたしましても、現下の米価上昇というのは、どちらかっていうとやっぱり需給のゆがみ、そういったこともあるって一時的な現象という見方もできるのかなと、そんなふうに思うところもありまして、今後再び、下落局面というのも、もしかすると迎える可能性もあるのではないかというふうに捉えておりますので、より慎重に、現状や安定性を維持した対応が必要であるというふうには考えているところであります。

現在の米価高騰の背景としましては、やはり異常気象や自然災害による不作、流通コストの上昇、海外情勢の不安定化など、突発的・一時的な要因も重なっているものがございます。しかし、米の国内需給そのものは、全般的にはやっぱり年々減少傾向というのは、傾向としてはあるかと思いますし、少子高齢化・食生活の多様化により、長期的には供給過剰の構造というのは、根本的には解消されたというわけではないと感じております。

仮に、来年以降に豊作がまた続くというようなことがあれば、また価格が需要を上回り、供給が需要を上回り、米価はまた下落する可能性もやっぱり心配されるところでもあります。

す。このような不安定な価格変動に翻弄されないためにも、町としては現状を「好機」と捉える部分ありますけれども、一つの「警鐘」という捉え方をしながら、慎重かつ持続的な農業経営支援を進めていく必要があると考えております。

まず、町としましては、農業者が安定的に経営を続けられるよう、価格に依存しない農業構造への転換支援ということも継続する必要があるかと思います。例えば、米単一経営という経営ではなくて、できればそば・大豆・野菜・畜産等との複合経営の誘導、農地の集約化による経営効率の向上、農業法人化の推進などにより、構造的な強化を図る必要があるかなというふうに感じております。

また、町内でも取り組まれる農業者が増えている直播、今のところは乾田直播ではないような直播だと思いますが、スマート農業技術の導入支援も、今後のコスト低減策としては極めて重要だというふうに思っておりますし、じわじわとその部分は、進んできているのかなという感じもいたしております。米価が下がっても、利益がある程度確保できるよう、省力化・省コスト化の体制を整える必要があると思います。とりわけ、高齢化や担い手不足が進行する当町のような中山間地域では、こうした技術の導入が経営継続のカギを握るというふうにも考えられます。

加えまして、販売先の多様化・契約栽培の推進、これについても須藤議員が、ご指摘がありましたけれども、やはり価格変動リスクを軽減するのも有効な手段として、やはり多様化・契約栽培の推進ってのは大事だなというふうにもとらえております。町としましては、食品企業とのマッチング、新たな販路の確保、輸出への対応支援などを通じまして、農産物の安定的な販売ルートの確立を支援をしてまいりたいというふうに思います。

米価の下落は、単なる所得の減少にとどまらず、農業離れ、耕作放棄地の増加、地域経済の衰退といった深刻な影響も及ぼす可能性もあります。だからこそ、短期的な価格動向に一喜一憂することなく、長期的な視点で、やはり「守りを固める」といいますか、そういったことが今後の農政にも求められるものだというふうに捉えているところです。

ご承知の通り米政策につきましては、国内米消費量が減少しコメ余りが生じ、米の生産調整が昭和45年あたりから始まって、現在では4割を超える主食用米以外への対応を求められ、政府としましては米生産拡大に今回大きく方向転換をしつつあるわけですが、今日、最上管内の生産調整担当者のヒアリングが実施されているところでありますが、農業者やJA、自治体の実情把握にさらに努めていきながら、本格的に、その方向転換への準備といいますか、そういったことにも、やっぱり向かっていく必要があるというふうに捉えております。

今後、2027年度の新たな米政策に向け、具体的な助成金制度や米生産拡大に向けた方針が具体的に示されるものと捉えておりまして、町といたしましては、それらにつきまして

情報収集そしてJA等の集荷事業者との調整や農業者への周知に努めながら、引き続き着実な支援を進めて参りたいというふうに考えております。

全般的な、総論的な答弁になってしましましたけれども、まずは今の現状それから今後の国の方針といいますか、それらについて、よりしっかりと情報把握に努めて、町のできる支援を積極的に図っていくと、そういう方針でいきたいと思います。以上です。

○須藤議員

はい。ありがとうございます。

米施策について町長も答弁されましたので、私からも考え方ですが、価格に関してはやはり市場性がありますので、今後米の生産量を拡大すればですね、当然下がる可能性は十二分にあるというその一方で農地を守るという施策。これはですね、普遍的です。

どういうふうにすればということは、二つに今考え方があるんですね。集積した大きな農家に、さらに支援という直接払い。それと、以前あった農家直接払いっていう農家、個別にですね、小も大も関係なく、1万5,000円からスタートしたのかな。それも最後5,000円ぐらいなるんだけども、こういう金山の場合まだですね、集約が半ばです。ですから、町長がそういう協議の場に出たらですね、これはやはり農家直接払い、みんな均等にまず、1万5,000円なり1万なり、そういうふうに農地を保全する水路を保全する。そういう施策に、ご意見を申し上げていただきたいと。私からの、終わりります。

○栗田議長

次に、沼澤道也議員の質問を許します。

○沼澤議員

はい。議長。9番、沼澤です。

さて、今日は平和教育について質問なりをしたいと思います。

なぜこの質問に至ったかについては、一つはテレビで、全体ですな、今回は全体のテレビ局が80年特集、戦後80年特集をずっと、この盆を中心にしてやってました。私は、余りにも敵が多くて外に出られないので、ずっとテレビ見てみました。主にニュース中心でしたので、毎日この80年特集を見て、ふと思い出したことがありましたので、これは一つの機会です。

それは、もう一つはウクライナだなんだっていう、非常に世界が今危険な状況にあるんではないかというふうに思ってます。私は国の政治家じゃありませんけども、一金山町の町民としてもテレビを見る限り、ちょっと心配ないろんな動きがあるような気がします。

もう一つは、今回の参議院選挙でも教育勅語を取り入れるような政党が堂々とそういう

ことを言い始めて、これも、つまり世界的にはウクライナほっちっていう感じの動きがある。もう一つ、国内的にもそういうことがある。私は決してその保守が嫌だとか、革新がどうだという話でこれをとらえておりませんので誤解しないでくださいよ。そういういろんな動きを見ると、ちょっと危険な状況がある。

さらに言うと、その戦後80年という時が過ぎて、おそらく、80年特集もほとんど興味のない人がほとんどではなかったのかというふうに思います。そういうことも含めてこの平和であるべきだということを日常的に考えていく、学んでいくということの、町として何かできないものかというふうに考えて、町の考え方を少し聞いて勉強しようというふうに思いましたので、これが今回の平和教育という名前にしました。

それで具体的には、慰霊祭、金山町の慰霊祭が毎年11月頃に、円満寺でやっていました。私も遺族会の一員として、このほどずっと参加しています。来るのは、町長と議長です。一度広報係に、町長や議長が出席しているのに、なぜ広報の題材にしないのだということを言って以来、それを取り上げてくれるようになりました。ずっとそのあたりから、果たしてこれでいいのかな。慰霊祭ってこれでいいのかな。町長や議長の平和を望む淡々とした言葉があそこで紹介されるわけです。こういうことを考えると、果たして今のやり方がいいのかなあというふうに思ってるときに、遺族会の方でちょっともうかなり難しくなってきたと。じゃまず行って相談してこいっていうふうになったんです。結果としては、今年は改善センターでやるという話でしたので、ちょっとその経緯と、町が主催者の1人になると、一つの組織になるということを踏まえてどんな議論がされたのか。どんな考え方で今年新しい慰霊祭をやろうとしているのか。ちょっとそれを報告して下さい。

○栗田議長

健康福祉課長。

○健康福祉課長

はい。それでは慰霊祭の開催方法が変更するという、そのことにつきましてちょっと答弁させていただきたいと思います。

初めに、慰霊祭の開催方法について、変更に至った経緯についてご説明させていただきたいと思いますが、慰霊祭につきましては、議員おっしゃる通り昨年までは寶円寺を会場に、はい。遺族会の主催で寶円寺と圓稱寺、羽場の圓稱寺さんのご協力をいただいて開催しておりました。

今年度に入りまして寶円寺さんの方から、当初予定していた日程で慰霊祭開催は難しいということで電話がありまして、その際に寶円寺さんから今後、お寺での慰霊祭開催はちょっと難しいという旨のお話も同時にいただきました。

これを受けまして、圓稱寺さんの方にもご相談させていただきましたが、慰霊祭は開催

する日にちは仏事っていうか仏ごと葬式ですかそういったことが入りにくい「友引」の日に毎年やっていました。この「友引」の日に開催するのが多いもんですから、お寺さんから見ると「友引」はお寺関係の会議ですか、打ち合わせ等がすごく入りやすいと。加えて、お寺で慰霊祭をしているのは、近隣では金山町のみだということもありまして、他の市町村と同様に公的な施設で開催してもらえないかということでの意向でしたので、これを遺族会の事務局を担っておりまます社会福祉協議会等と相談させていただきまして、再検討して、令和7年度、今年度につきましては、町の遺族会の共催として、中央公民館で開催するという方向で遺族会の役員会にも相談して、遺族会の総会にもお諮りして、一応承認を得ているというところでございます。

現在考えております内容としましては、名称を「金山町慰霊祭」から「金山町戦没者追悼式」に変更しまして、一般の町民の方も気軽に参加できるような形にPRとか、広報使ってPRなどしまして、開催していきたいというふうに考えております。またこの度の補正予算の方にも、社会福祉協議会への委託料として「戦没者追悼式開催委託料」としまして、予算を計上させていただいておりますのでどうぞよろしくお願ひします。

○沼澤議員

先ほど円満寺と言いましたけれども、圓稱寺と間違えました。大変いいやり方だというふうに思ってます。

ただ、どうしても遺族会を中心としたものにならざるをえないかもしれません。今回、せっかく新しくする、さっき言いましたように、80年の区切りの年、町の100年、こういうことも絡めて今回の慰霊祭は今後の新しい方法、やり方として位置づける必要があるのではないか、或いは位置付けて欲しいと思ってます。さっき言いましたように、テレビで80年どうのこうの、こう言ってもほとんどそれは受け流し、或いは興味を持たないで見た人が大半ではなかったかなというふうに思います。大変、テレビ局は頑張っていろんな人を探して映しておりましたけどよ。

つまり、何言いたいかというと、ああいうことをしないと平和だとか戦争というものにはほとんど頭にいかないということですね。皆さん、おらもうんだけども、現実生きてるわけだから昔のことだ、こうなってしまう。でも、ああいうテレビ局が特集をすることによって私のようなものも少し考える素材ができた。

町で言えば、この慰霊祭も、戦没者なんだっけ、そういう形でやることで、その戦争とか平和を考える場になると私は思う。

来年以降完全な、来年以降も町と遺族会と合同でやるという路線で考えていくのかどうか。私としては行政がここはちゃんとして、行政がもう主体となってやって、社会福祉協議会の方ではやらないでよ、こっちでやって、私のイメージとすればそういう平和や戦争

を少しは思い出すような、そういう機会を作つてやる。それを繰り返すことによつて、いいのではないかというふうに思つてゐるんです。それちょっと後でお答えください。

もう一つ、今年は、おそらくその遺族会だけの人が集つて、和尚も何もなく終つるというふうに思つてます。町長や、その辺の挨拶があるっていうのかなというふうに思つてますけど。ぜひ参加者には例えば議会の議員の人たちも、今回はよ、今回は、一般人もにもするんだけどもなかなかこれないと思うんで、最低限の議会の人たちとか、或いは区長協議会とかな。なんかそういう関係のある人をちょっと話し掛けて、少し今年は拡大する。

そして、来年以降は一般町民も出るようにやつて、例えばパネルを少し飾るとか、そういう戦争や平和を考えるようなやり方をしたらどうかというふうに思つてますんで、まずはどういうふうにそのへん考えているか教えてください。

○栗田議長

健康福祉課長。

○健康福祉課長

はい。来年度以降の開催方法につきましては、まだ遺族会の役員の方たちともちょっと相談してなんんですけども、方向としては、沼澤副議長おっしゃるとおり遺族会の方で、もう主催はもう金山町、町の方でやっていただきたいということであれば、町の方で、この後、答弁にはあるかと思うんですが、やらなければならぬというふうには思つています。

また先ほどおっしゃったとおり、この戦争に関して振り返る機会を設けるということに関しては、やっぱりこういう機会ではないと、やっぱり町民の方たち、私も含めてですが、考える機会がないということで、やっぱり町民全体に、こういうことをやりますということを啓蒙というか、していくことも必要だと思いますので、それは来年度以降、今年も一応事務局体制の中では広報に載せて、何人来るかわかりませんけども、していこうと思つてます。

それから、先ほどおっしゃいました議員さん、区長さんへの案内につきましても、これは個人の自由参加ということになりますが、案内をして、出欠を取るというふうな形ぐらいはさせていただければなというふうには考えているところです。

以上でございます。

○沼澤議員

それでは、ちょっとこの質問の最後に、これから町におけるその平和の、平和教育とか運動、これをどういうふうに考えてるかってのは、もし町長があれば、町長からお願ひします。

○町長

はい。それではちょっと、町における平和教育、運動の今後というふうなことでちょっとお答えをしたいと思います。

あと、今、来年度以降の戦没者追悼式のあり方というようなことでは、正野課長、健康福祉課長からありましたが、あくまで今年はやっぱり過渡期ということでもありますので、遺族会事務局である社会福祉協議会と町の方で連携を取りながらと、それが次年度以降はそれは本当町で一本化ってのが望ましければ、そのような方向でというふうに思っておりまます。

それでは、町における平和教育と平和運動につきまして若干述べたいと思いますが、次世代に対しまして戦争の実像と核兵器の脅威、そして戦後復興と平和であることの意義等、これまでの歴史の教訓を正しく次世代へ伝えるという非常に重要なものとして、継続して取り組んでいかなければならないものと捉えております。

当町におきましては、現在の慰霊祭の始まりである「金山町平和祈願祭」を昭和39年から開催しております、昭和59年9月には非核平和都市宣言を行うなど、町民一人一人が平和の意義を自覚し、次世代へ確実に継承していこうとする取り組みを行ってまいりました。

今年は戦後80年を迎える節目の年というふうなことありますが、一方で戦争を経験した世代が、もちろん年々減少し、戦争の実態を後世に語り継ぐことが難しくなっているというものが現実だと思っております。

現在、遺族会にご協力をいただきて慰霊祭等の取り組みを行っていただいておりましたが、遺族会自体の人数も減少し、近隣町村では遺族会を解散しなければならない状況というようなところもあるようでございます。

しかしながら、戦争遺族の方々の思いや戦争の悲惨さ、平和の尊さは、後世に伝えていくべきものとして、戦没者を追悼する機会や平和運動等は町が継続して行っていかなければならないというふうに考えておりますし、やはり平和の尊さ、重要性、それらは、これで終わりってことは当然ありませんので、今後さらにやっぱりそこら辺を、先ほどの慰霊祭から追悼式に変えることをきっかけにして、さらにどういったことをすることでより充実性を持たせるかという部分ありますけれども、先ほど沼澤議員からは、パネル展示とか、具体的にありましたが、そういったことなども、一つの方法として、それにプラスして、場合によってはすでに他の町村では町主催・村主催で、そういった追悼式をやられてるということもありますので、そこら辺のやり方といいますか、催し方などもちょっと勉強させていただいて、より充実したものに今後ますますやっていきたい、そんなふうに思います。

○沼澤議員

ぜひ戦争や平和を考える慰霊祭、私は慰霊祭なんですが、の機になってもらわればと。そして、かつこつけて言えばよ、かつこつけて言えば戦後80年を機に、町遺族会主体で慰霊祭の開催、こういう感じですよ、今のテレビやなんかに流れてるこの流れをうまく利用して、町はこういう80年の、そういう機会に遺族会と相談し、町が主体となってやるんだというふうなよ、キャッチコピーでも作ってもらって、ぜひやんばいやってもらわればというふうに思って私の質問を終わるんですが、さっきの金山町の慰霊祭もやることによって、体験することによって、そういう話を、歴史をちゃんと認識して、いろんな判断ができる、そういう人や地域になっていくのではないかというふうに思って、ちょっと余計な話になったかと思いますが、体験談も踏まえて、私の質問を終わりにしたいというふうに思います。ありがとうございました。

○栗田議長

ここで会議の途中ですが、午後2時35分まで休憩します。

14時14分 休憩

14時33分 再開

○栗田議長

休憩を打ち切り、再開します。

それでは、五十嵐優一議員の質問を許します。

○五十嵐議員

2番、五十嵐です。よろしくお願いします。

通告書による一般質問を行いたいと思います。

1番目の質問事項は、異常気象に対応したまちづくりについてです。最初の質問内容は、異常気象時の対策についてです。まず、今年の異常気象の状況について調べました。これが今回の質問のきっかけとなったことだからです。

町では、6月18日以降、最高気温が30以上となる真夏日が9月の2日まで52日間。

これは観測開始以降、年間日数が過去最多となっていましたし、8月3日の37度、観測史上最高の気温を記録しています。

気象庁は、今年の夏の平均気温が平年を2.36度上回り、統計開始以降で最も暑かったと発表していますし、その要因として、地球温暖化の影響などを挙げておりました。

また、異常気象対策については、二つの考え方があるとも言われております。その一つ目が緩和、これは温室効果ガスの排出を減らすことで、再生可能エネルギー、或いは廃棄物の、削減などの内容についてで、これは6月議会定例会の一般質問で、環境にやさしいまちづくりというところで、町長から回答をいただいております。

二つ目は、適用気候変動の影響による被害を回避軽減することで、節水とか、家の無人化などの内容については、これ町でもいろいろな対策がなされてますが、今回はこのことに関連した支援内容の質問になります。

最初は、高温に対する支援について。これは町の高齢者等エアコン設置助成事業や、水道水なども含む内容です。

まず、町では、山形県に熱中症警戒アラートが発表された、7月の16日から8月の25日まで、5回の行政情報ナビ、高温による「熱中症等に注意しましょう」による周知が十分なされておりましたし、クーリングシェルターも開放しています。

また、令和7年5月1日から8月31までの県内における熱中症による救急搬送人員は、速報値798人でした。年齢別区分で高齢者が最も多く、528人です。発生所別の救急搬送人員を見ると、住居が最も多く、352人と報告されています。

このことが、次の具体的な質問への繋がりとなりますので、一つは、高齢者等への支援、住居等への支援について具体的にお伺いします。二つ目の水道水については、水温・水質ちょっと合わせて2番目の渇水対策、ここも一緒にお答えになってくださって結構ですので、よろしくお願いします。

○栗田議長

町長。

○町長

はい。それではただいまの五十嵐議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。高温に対する支援というようなことでございますが、まずはやっぱり五十嵐議員も触れておりましたけれども、気候変動による異常気象、とりわけ高温の激化は、町民の健康や日常生活に直接影響を及ぼす重大な課題として認識をいたしております。

高温環境は高齢者や乳幼児などが影響を受けやすいことから、総合的な支援体制が必要

と考えておりますて、当町の取り組みといたしましては、県内に熱中症警戒アラートが出された場合の公式ライン及び防災情報タブレットでの注意喚起の配信やクーリングシェルターの開放等を行っております。

また、高齢者や乳幼児がいるご家庭の熱中症リスクを低減するための取り組みといたしまして、昨年4月から高齢者等エアコン設置助成事業を実施しており、令和6年度は2件10万円、今年度は現時点で5件、25万円の助成をいたしております。

この助成事業につきましては、当初、生保世帯は対象外としておりましたが、実態として生保扶助費でのエアコン設置が難しいということでありましたので、昨年9月に要綱を一部改正いたしまして、生保世帯も対象とする形で拡充して、今対応しているところであります。

その他にも、地域包括支援センターによる孤立性の高い一人暮らし高齢者世帯への電話や訪問での注意喚起でありますとか、安否確認、認定こども園との情報連携強化、保健師による赤ちゃん訪問や乳幼児健診時の母親やご家庭の方へのアドバイス等、その都度、熱中症のリスクと予防方法について情報提供をしているところです。

しかしながら、高齢者の方々の中には暑さを感じにくい方やエアコンの風が嫌いな方、家庭にエアコンが1台もない方など、熱中症リスクが高い家庭もありますので、様々な機会を捉えまして、今後もエアコン設置助成事業の周知や熱中症の注意喚起につきまして徹底して参りたいと考えております。

また、猛暑により水道水の水温が高くなることによる影響でありますとか、渇水時の対応とバックアップ体制についてお答えをさせていただきたいと思いますが、ご承知の通り、金山町の水道水は神室ダムを水源とし、荒屋地区にある山形県企業局金山浄水場で浄水された水道水を購入し全世帯へ供給をいたしております。

ご質問の小雨や猛暑による水道水の水温や水質への影響としましては、気温が高い7月から9月頃の水道水は猛暑が続いた場合、金山川を流れてくる表流水の水温が高く、水道水の水温も高くなる傾向にあります。

水質面では水温が高い場合でも水道水を常時使用されているご家庭では、給水管内の水が入れ替わり、塩素消毒された水道水が供給されておりるので水質は特に問題ありませんが、留守にして数日ぶりに水道水を使用する場合などは、蛇口から最初に出てくる水道水は消毒効果が低下している場合もありますので、水道の再開栓時には1分程度、水道水を流してから使っていただくよう個別にお知らせをしているところであります。

また、水道事業で実施している水質管理としましては、7月から9月にかけまして配水池から管路末端部まで配水される過程で高温により水道水の残留塩素濃度が低下すること

もありますので、塩素濃度を定期的に確認しており、現地におきまして低下が確認された場合は滞留した水道水を放流し、適正な水質の維持に努めているところであります。

続きまして、少雨による渇水となる恐れがある場合につきましては、水道水の節水についてご協力をお願いする場合がございます。

さらに、神室ダムが渇水となり、水道水の供給ができなくなった場合は、水道事業の対応として、有屋地区にございます自己水源を活用し、水質検査結果が判明するまで約1日ですが、飲用以外の生活用水として有屋・中田・西郷・東郷地域に供給することが可能となっております。

自己水源の配水可能区域以外の渇水時のバックアップ体制につきましては、日本水道協会を通じ、他の水道事業者より応急給水の支援をいただくことになっております。

その他、維持管理面では漏水調査や通報により漏水を把握した場合は、水道を無駄にしないよう早急な修繕対応に努めているところでありますので、ご理解とご協力をお願いする次第であります。

この度の少雨の場合でも、神室ダムにつきましては、貯水率が60%まで減少いたしましたが、もうそれ以上下がるということに至りませんでしたので、現在は70%を維持しているという状況になっておりますので、大変心配した状況もございましたが、今のところは心配ないと、そんな状況だと思っております。

○五十嵐議員

はい。ただいま町長からは、一つ目として、総合的な支援体制の必要性、或いは助成事業の実績で情報提供とか、今後の対応まで含めて回答がありました。

あと、水道に関しては水温、水質、渇水対策の具体的な回答をいただきまして、本当にありがとうございます。

今後の対策に向けた場合ですが、国は熱中症対策の強化を目的に、気候変動適応法を改正し、令和6年4月1日付けで、正施行して、その中に、地方公共団体の基本的役割として、県、市町村の熱中症対策のための府内体制整備を明記していますし、県では、町内対策会議、対策連絡調整会議を設置して、対策を推進していますので、また、町としても、さらに体制づくりの推進について、よろしくお願いしたいと思います。

次に移ります。続いて、渇水等に対する支援についての質問です。まず、同じように異常気象の状況について。今年の降水量は6月に63ミリ、7月に9.5ミリ。これ、観測開始が1976年以降、月の降水量が過去最小となってるようでした。特に6月28から8月4日までの38日間で、さっきの7月の9.5ミリ、これ3日間で降ったものです。これぐらい長い

間降ってなかつたという金山の状況ですので、これらの状況を受けて、議会事務局では、全議員連絡というものに、補助事業や、枠沢ダム、神室ダム貯水率、放流量と取水制限、こういうふうな情報がありましたし、先ほど中村議員がいち早く7月25日に金山町渇水対策本部を設置されて、行政情報ナビによるお知らせ、それ以降5回ほど発信されて、その中には支援拡大を含めた、農作物渇水対策緊急支援事業というのも周知されております。

そこで質問です。ちょっともれているか、或いはその対策会議の中で、話題になったのが、溜め池、意外と水利の悪いところにある溜め池等の貯水率はどうだったのか、それがどういうふうに、影響したのか、あわせて新体制として設置した渇水対策本部の内容、あとは支援としての、農作物渇水対策緊急支援、園芸作物と高温対策支援、この実績、今時点で分かる課題等を含めて、さらに、ないかもしれません、畜産用と林業への対応について具体的な質問をしますので、質問となりました。

よろしくお願ひします。

○栗田議長

産業課長。

○産業課長

はい。私の方から、五十嵐議員の渇水等に対する支援についてということで回答させていただきたいと思います。

最初こちらで用意した内容を説明いたしまして、追加でありました溜め池、あとはあの畜産と林業ですか。はい。すいません。そのことについて、報告させていただきたいと思います。

当面の降雨が見込めないこともあります、特に水を最も必要とする水稻の出穗期を迎える前の7月25日に町長を本部長とする金山町渇水対策本部を設置して、今も継続して対応しているところでございます。

加えて、五十嵐議員をはじめとした町議会より7月24日に、町内における渇水について大変懸念されてきていましたことから、緊急に町に対し、町議会より渇水対策に係る要望をいただいたところでございます。

農業用水を最も必要とする7月後半から8月中旬にかけて、用水が十分に確保できない水田については、平時でも降雨に依存している箇所や農業用水路の末端付近などにおいては全く用水が確保できていない状況ともなっておりました。

特に西郷地域の朴山や板橋の一部水田については大変厳しい状況と把握しております。今後の品質や収量等の影響が懸念されますので、町といたしましても被害把握に努めていくところでございます。

最初に、町内のダムの状況といたしましては、県営神室ダムについては8月25日現在で67.2%の貯水率となりました。ダムへの流入量に対し、水道水供給に影響を生じかねない中、県の特段の配慮により放流量の增量を8月7日まで対応いただいたところでございます。

また、泉田川土地改良区の杵沢ダムについては放流調整を1日放水、2日断水の対応を6月2日から実施しております、8月以降の降雨があったものの、8月18日現在で20%の貯水率となり、最近では15%を切る状況ともなっておりますが、用水がほぼ必要となくなることから、何とか今年は間に合う状況となったところでございます。

園芸作物関係では、露地栽培となるニラについては、降雨が極端に少ない日々がご承知の通り続きましたので、ニラは特に水分ストレスを受けやすく、例年の3割まで出荷量が落ち込んでいる状況でしたが、降雨があった8月中旬以降、前年同期並みの回復となっているところでございます。しかし、来年度以降の出荷に向けた新植したニラの成長不良などが見られる場所もありますから、特に来年産のニラについても影響が生じるものととらえております。

ハウス栽培や灌水設備を有していることが多い、キュウリやトマトについては、例年並みの出荷量となっているものと捉えております。

次に、農作物や園芸作物等渇水対策緊急支援事業については、渇水対策本部を設置し、早々に町単独での対応を準備して参りましたが、8月4日に県事業が発出となりましたことから、県事業に切り替えを行い、県が3分の1、町が6分の1をそれぞれ負担し、実質農業者負担は2分の1となる事業で進めております。9月3日現在の補助事業申請者数は、合わせて32件となっております。農作物で30件、園芸作物で2件となっておりまして、10月末までの申請期間としているところでございます。

具体的には、水田用水ポンプや園芸用スプリンクラー・灌水チューブ等の資機材の導入支援となります。6月1日以降の着手分から対象とする事業であります。加えて金山農協におかれまして、緊急支援策として上限を3万円とする6分の1を助成する対応も、この度いただいているところでございます。

今後、水稻やニラ等の園芸作物の収量及び品質については、実績等が確定いたしますことから、渇水対策における総括を行いながら、今後の渇水対策等の参考としていきたいと考えているところでございます。

追加でありました溜め池の貯水率でございますが、すべて把握しきれてはいないんですが、かなり厳しい状況にあったかと思います。谷口地内の溜め池においては完全にもう水位が無くなった状況もありますし、そういう影響も今後見られるものかと思います。

あと、畜産の影響ですがこの間、大商金山牧場にお伺いしたところ、やっぱりこの高温によりまして、出荷量が落ち込んでいるという状況はあるようでした。扇風機等の対応をしているものの、どうしてもこの熱、熱波といいますか、そういうところに影響があつたものと思われます。

また林業関係においては、具体的に森林組合等を確認したわけではないですが、それほど影響はないものの、金山の山々を見ますと、枯れが生じているところもあります。ただこれは一時的なものだつていうことで話を聞いているところでございます。私からは以上になります。

○五十嵐議員

はい。ただいま産業課長からは、こちらで質問した内容について具体的に回答いただきました。ありがとうございます。

今やつての施策に関しては、今後、多面的機能支払交付金などを含めた課題も支援になると思いますし、今後、今の異常気象時の対策っていうのは、これ、長期的な視点での施策、さっきも言ったように、ニラについては来年度影響があつて、また、このような状況になった時の対応策も含めて多分国や県などと合わせて、支援が必要になるかと思いますので、その辺の体制づくりの推進についてお願いして、次の質問に。

また、異常気象の状況についてですが、内容を見ると、高温や渇水と同様に、台風や線状降水帯が発生した場合の大雨による土砂災害や低地の浸水、河川の増水に、警戒が必要だという報道がよくされています。これは頻繁に全国各地で被害が出てますし、直近の情報では2日に秋田県で大雨になりました。その時、市町村では緊急安全確保を出してますし、県では、災害救助法の適用を受けたというような発表もしてました。

これで、ここから2番目の質問です。質問事項が、災害に強いまちづくり、質問内容は、災害時の、被災者対策について。これ令和6年の9月議会定例会一般質問で、災害時には、その状況にあった対応が必要であり、臨機応変にかつ柔軟に対応することが求められるので、平素から十分な準備を行って参りますという回答をいただいておりますし、あわせて、危機管理体制強化を図るため、災害対応、災害訓練対応などを中心的に担い、推進する目的に、早速、危機管理連絡室が併設されています。

また令和7年度、危機管理演習改正され、災害対応のシミュレーション訓練を実施した。それ、広報金山に掲載されてましたし、これは私も参加したんですけど、最上地域の社会福祉連絡協議会の災害ボランティアセンター運営研修というものにも参加して、研修をしているようです。

そこで、災害ボランティアセンターの支援体制についての質問。各地から駆けつけるボランティアに対して、手動対応や災害ボランティア受入体制がスムーズに行われ、被災者

の立場に立った活用を行うため、災害ボランティアセンターを開設運営するために必要と考える事項をまとめた金山町災害ボランティアセンターの設置運営マニュアル。これ、令和6年2月金山町ということで作成されています。大変早く、県内でもこのマニュアルは作られているようでしたが、特に6年の2月以降、人員体制を含めた現時点での課題、あと設置訓練をすると言ってましたので、その辺の具体的な内容についてお伺いします。お願いします。

○栗田議長

健康福祉課長。

○健康福祉課長

はい。それでは災害ボランティアセンターの支援体制につきまして、お答えしたいと思います。災害ボランティアセンターの支援体制につきましては、基本的に「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に沿って対応していきたいと考えておりますが、議員のご質問の中にもございましたとおり、人員の支援体制につきましては再度、もう少し検討が必要というふうに考えております。

昨年7月の豪雨災害時の災害ボランティアセンター派遣や各種研修に参加してみると、災害現場で経験された方々はいずれもセンター立ち上げの段階が一番混乱するということをおっしゃっておられました。

ご存知のとおり当町での災害ボランティアセンター設置は社会福祉協議会へ委託するということになっておりますが、社会福祉協議会の人員のみでは対応が難しいと思いますし、一方で発災直後は行政側の混乱も想定され、十分な人的支援が行えないということが想定されると思います。

現在のマニュアルでは、人的支援としましては総務班・ボランティア受付班・ニーズ班・マッチング班・資機材班ということで、5班体制最大21人体制で対応するということになっておりますが、それぞれの班の班長的な役割を担う方は、ある程度町の地域や地形、人材等を把握した方を充てる必要がありまして、その役割に災害初期の段階から、役場の職員を派遣するということは難しいと。平時の段階から、ボランティア経験のある町民で構成するボランティアセンターへの協力体制を構築していくことも、初動の遅れを軽減できるというふうに、一つの方法として考えております。

その他にも、QRコードでのボランティア受付、それから人員管理を行うソフトや災害現場の状況とニーズ管理を同時に行うソフトの研修等は、災害時に備える有効な準備というふうに言えると思います。

また、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する訓練もご質問にある通り必要と考えておりますし、令和7年度金山町危機管理演習の一環として、先ほどご質問にもあり

ました通り、今年度につきましては五十嵐議員にも参加いただきました最上地域社会福祉連絡協議会主催の災害ボランティアセンター運営研修会を、その危機管理演習の一環として位置付けさせていただきました。

今後は、マニュアルに基づいた設置訓練に取り組みたいと考えておりますが、初動の段階でどのような準備が必要なのか、それから民間企業でどのような災害支援を行っているかなどを含めて、更には昨年の戸沢村や鮎川村の災害ボランティアセンターでの経験を通して学んだことを活かしながら、平時からの準備に具体的に取り組んで参りたいと考えております。以上です。

○五十嵐議員

ただいま健康福祉課長からは、人員体制の再度検討、マニュアルに基づいた設置訓練、何か具体的な回答がありました。どうもありがとうございます。

特に町の地域や地形、人材等把握した5班の班長的な役、班長的なというか、世話役みたいな、必要ですから、災害ボランティアセンターへの協力体制を構築したい。これ、戸沢では確かにボランティアセンターの事務所に、役場のOBの方がいらっしゃったようですし、ニーズ班、その辺はやっぱりその地域の民生委員の方が一緒に行かないと、なかなかそこから本例をとか、状況を正確に把握できないというふうなことも、戸沢では聞きました。例えば、そういうところも取り入れた日頃からの災害ボランティアセンターへ繋がる町全体のボランティアの、推進体制、体制整備っていうのがあればいいなと思います。マニュアルに基づいた設置訓練をしておけば、これはぜひ、平時からの準備の具体的な取り組みとしてやっていただきたいなと思います。

今後、9月7日には総合防災訓練が行われますし、危機管理連絡室のスケジュール、これをまだ確定は、未定だったような気がするんですが、令和8年度以降の危機管理対策体制の検討開始っていうのも計画されていましたので、それら等を踏まえてこれから、これの体制づくりへの推進についてお願いして、質問を終わりたいと思います。

○栗田議長

はい。それではこれで、一般質問を終わります。

日程第5 町長提出議案の一括上程

○栗田議長

次に、日程第5「町長提出議案の一括上程」を行います。

議第62号 令和7年度金山町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について

議第63号 令和6年度金山町一般会計決算の認定について

- 議第64号 令和6年度金山町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 議第65号 令和6年度金山町介護保険特別会計決算の認定について
- 議第66号 令和6年度金山町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 議第67号 令和6年度金山町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議第68号 令和6年度金山町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議第69号 令和7年度金山町一般会計補正予算（第4号）
- 議第70号 令和7年度金山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第71号 令和7年度金山町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第72号 令和7年度金山町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第73号 金山町家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について
- 議第74号 金山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第75号 金山町道路条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第76号 金山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議第77号 金山町教育委員会委員の任命について
- 議第78号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 議第79号 最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更について
- 以上、18件を一括上程します。

日程第6 提案理由の説明

次に、日程第6「提案理由の説明」を、求めます。町長。

○町長

それでは本日金山町議会9月定例会に提案いたします議案の概要についてご説明申し上げます。

提出議案は、議事日程にございますように、議第62号から議第79号までの18件であります。その内容は、専決処分の承認1件、令和6年度各会計決算の認定6件、令和7年度各

会計補正予算4件、条例の設定及び一部改正3件、その他4件でございます。

はじめに、6月からの高温・少雨による異常気象に見舞われ、農作物の生育に深刻な影響が心配される渇水の状況が続いたことから、7月25日に「金山町渇水対策本部」を設置し対応してきたところです。その支援策につきましては、専決処分により補正予算を編成し、当面の対策を講じたところです。

また、有害鳥獣対策につきましては、町中心部においてクマの出没があったことから、7月15日に「金山町クマ対策本部」を設置し、パトロールやタブレット等で注意喚起を行い、出没した地区の区長さんからタブレットでお知らせをいただきなど対応してきたところです。

まず、議第62号 令和7年度金山町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について でございますが、歳入歳出それぞれ880万円を追加し、予算総額を51億3,805万円といたし、8月6日付で専決処分とさせていただいたところでございます。

その内容ですが、産業課関係といたしまして、農作物渇水対策事業費補助金500万円を追加しております。これは、農作物渇水対策緊急支援として、農業用水確保のための水路等の工事、揚水機の購入、賃借、修繕を行う農業者等に対し、県と町合わせて対象経費の2分の1を補助するものとなります。更に、同じ補助金の枠の中で園芸作物等高温対策緊急支援としましては、園芸作物の栽培で高温による収量・品質の低下防止を図るための資材購入に要する経費を補助するもので、こちらも県と町合わせて対象経費の2分の1を補助するものとなります。

また、有害鳥獣対策事業では、今季、有害鳥獣出没数が想定を上回っていることから、有害鳥獣対策実施隊への報酬について380万円を追加いたしております。財源につきましては、県支出金、前年度繰越金をそれぞれ増額し調整しております。

次に、議第63号から議第68号までの6件は、令和6年度各会計決算の認定について でございます。各会計の収支につきましては、一般会計及び3つの特別会計は、いずれも黒字決算に、企業会計である水道事業会計及び下水道事業会計の収益的収支につきましては黒字となり、資本的収支につきましては赤字決算となりました。

一般会計及び特別会計並びに水道事業及び下水道事業の収益的収支の決算額の合計は、歳入71億1,184万9千円、歳出64億8,594万5千円となり、前年度と比較いたしまして歳入が7.0%、歳出は4.1%の増額となりました。

各会計の款項に係る決算状況につきましては、会計管理者並びに担当課長等からご説明申し上げますので、私からの詳細の説明は割愛させていただきたいと思います。

まず議第63号 令和6年度金山町一般会計決算の認定について でございます。昨年7

月に発生した豪雨災害により、災害復旧費が大幅に増えた一方でそれらに対して措置された特別交付税を含めた地方交付税が増額となりました。また、町制施行100周年を記念した事業のほか、希望する全世帯のタブレット端末の配布等により歳入は、前年度対比12.3%増の56億3,711万6千円、歳出も12.8%増の53億203万円、歳入歳出差し引き3億3,508万6千円となりました。

繰越明許費につきましては、町議会6月定例会で報告させていただきましたが、翌年度に繰越しする一般財源が2,918万7千円となっておりますので、実質収支は、3億589万9千円となり翌年度への繰越金となります。また、財政運営基金の積立、取り崩しを含めた実質単年度収支につきましては5,114万9千円の黒字決算となっております。

続きまして、議第64号 令和6年度金山町国民健康保険特別会計決算の認定についてでございますが、町立金山診療所に係る直営診療施設勘定は、ワクチン接種等の新型コロナウイルス感染症関連の診療収入の減少や外来患者数の減少等により、歳入は前年度比9.1%減の2億2,542万3千円、歳出も8.6%減の2億1,089万7千円で、歳入歳出差し引き1,452万6千円となっております。

次に議第65号 令和6年度金山町介護保険特別会計決算認定について でございますが、65歳以上人口の減少や介護認定率の低下等により、歳入は前年度比9.1%減の7億6,172万7千円、歳出は11.7%減の6億8,828万円、差し引き7,344万7千円となっております。

続きまして議第66号 令和6年度金山町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてでございますが、後期高齢者の増加や医療の高度化等により、歳入は前年度より15.3%増の8,066万6千円、歳出も17.0%増の8,018万円で、差し引き48万6千円となっております。

続きまして、議第67号 令和6年度金山町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について でございますが、消費税を除く収益的収支における収入は前年度対比0.3%増の1億9,216万円、支出は1.7%増の1億8,268万4千円、差し引き947万6千円の黒字決算となりました。

また、消費税を除く資本的収支につきましては、資本的収入が前年度対比160.0%増の1億400万円となり、資本的支出が前年度対比40.7%増の1億5,620万円となりましたので、差額5,220万円は損益勘定留保資金等で補填をさせていただいたところであります。

最後に議第68号 令和6年度金山町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について でございますが、消費税を除く収益的収支における収入は2億1,475万7千円、支出は2億455万8千円、差し引き1,019万9千円の黒字決算となりました。

また、消費税を除く資本的収支につきましては、資本的収入が1億574万5千円となり、資本的支出が1億5,184万2千円となりましたので、差額4,609万7千円は損益勘定留保資

金等で補填をさせていただいたところであります。

以上が、令和6年度各会計決算の認定に係る議案の概要でございます。

続きまして、議第69号から議第72号までの4件は、令和7年度各会計の補正予算でございます。

最初に、議第69号 令和7年度金山町一般会計補正予算（第4号）について でございますが、歳入歳出に2億3,465万円を追加し、補正後の総額を53億7,270万円とするものでございます。

まず、財政運営に関わることで、前年度繰越金が確定したことに伴い、地方財政法第7条の規定により、繰越金の2分の1以上に相当する1億5,300万円を財政運営基金に積立てすることにしております。

財政運営を大きく左右いたします地方交付税につきましては、7月中旬に行われました本算定により、普通地方交付税は、人口減少緩和措置に伴う減額はあったものの、人事院勧告による人件費の上昇分やガバメントクラウドを使用する業務システム等の増額要因があり、前年度当初算定比615万7千円、率にして0.1%増額の21億4,419万6千円となりました。

一方で、臨時財政対策債につきましては、全国的に地方財政の健全化の取り組みが進んでいるとして、平成13年度の制度創設以来初めて発行額がゼロとなったところです。

次に、各課に関係することといたしまして、県からの総合交付金の交付決定額が通知されましたので、それらに関連する部分の財源調整をさせていただいたところであります。

職員人件費につきましては、職員手当548万6千円（扶養手当55万2千円、期末手当11万6千円、勤勉手当9万6千円、寒冷地手当4万2千円、児童手当21万円、時間外勤務手当447万円）を実態に合わせて増額いたし、財源の一部として統計調査事務市町村交付金37万円を充当いたしております。

続きまして、各課の主な補正内容を申し上げますと、総務課につきましては、公式インスタグラムフォロワー数による記念キャンペーン及び金山フォトウォークの開催等で報償費25万円の追加、町100周年P R Tシャツの追加製作代等で消耗品費22万円の追加、町制施行100周年記念楽曲のミュージックビデオ製作等で委託料60万円を追加いたしております。

また、非常用電源設備設置工事において、アースを確保するため固い地盤までのボーリングが必要となったこと等により工事請負費880万円を追加し、また、駐車場の排水処理等改修工事で想定よりもコンクリート処分が増えることから工事請負費200万円を追加し、

財源として町債1千80万円追加しております。また、第二庁舎について、玄関等の修繕料50万円、清掃等の委託料19万4千円、冷蔵庫等の備品購入費20万円をそれぞれ追加いたしております。

その他、第二庁舎で使用するカラー兼用印刷機使用料54万円を追加いたしております。

次に、総合政策課関係でございますが、国勢調査に要する経費として、調査員報酬21万9千円、消耗品費38万7千円、コピー使用料76万5千円のほか、報償費、旅費、通信運搬費の合計で15万8千円を追加し、財源は統計調査事務市町村交付金139万9千円を充当しております。

次に、町民税務課関係でございますが、歳入では、所得税等の確定申告に基づき町民税の算定をいたしましたところ、給与所得や農業所得の増加等、所得割の増により個人町民税の調定額が当初予算時の見込みより増となりましたので、現年課税分3,689万9千円を増額したところであります。

歳出につきましては、高齢者安全運転支援事業補助金（サポカー補助金）の申請者増により5件分、50万円を追加するとともに、住民基本台帳ネットワークシステムにおいてウインドウズOSの変更に伴う機器の更新でリース料2万円を追加いたしております。

また、消防防災関係では、補助事業が不採択となったことにより、消防団員雨具423万5千円及び本部幹部用トランシーバー42万8千円を減額し、避難所用資器材である循環式シャワーの保守管理委託料5年分、125万6千円を追加するとともに、県防災行政無線更新工事の負担金で工事費の増高により340万1千円を追加し、これに充当する町債も350万円追加いたしております。

続きまして、健康福祉課関係では、令和7年度定額減税の不足額給付金として906万円を追加し、これに伴う郵送料18万円、手数料2万円を追加しております。なお、財源として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金926万円を充当しております。

また、戦没者追悼式開催に係る看板、祭壇標柱等作成の委託料として20万円を追加し、障害者福祉対策事業では、人工透析患者の通院交通費支給事業として、3名分、10万8千円を追加いたしております。

子育て支援事業では、放課後児童健全育成事業委託料で支援員の配置人数の減により143万5千円を減額し、広域入所による負担金80万円を委託料に組替えしております。

また、健康づくり推進事業では、かねやまステップジャンボ二次募集分として景品に係る報償費52万9千円を追加し、予防接種事業では、山形県後期高齢者医療広域連合に対する令和6年度の長寿・健康増進事業補助金返還金として52万2千円を追加しております。

所管いたします特別会計への繰出金につきましては、後ほど特別会計補正予算でご説明申し上げますが、国民健康保険特別会計への繰出金として、直営診療施設勘定への運営費繰出金10万7千円を追加するほか、介護保険特別会計への繰出金では、時間外勤務手当分で37万円を追加する一方、令和6年度給付費の確定により936万4千円を一般会計へ繰入し調整いたしたところであります。

また、最上地区広域連合への負担金としまして、システム標準化分に対する負担金を各町村から支出するため1,249万7千円を追加し、財源はデジタル基盤改革支援補助金1,249万6千円を充当いたしております。

続きまして、産業課関係ですが、まず農政関係では、畠地化促進事業費補助金として、産地づくりに向けた体制構築支援金支援として303万1千円を追加し、多面的機能支払交付金では施設の長寿命化等に444万9千円を追加しております。また、このたびまとまつた面積の離農者が出了ことにより、認定農業者が借り受け、耕作しやすくするため、経済活性化対策ほ場整備事業費補助金として205万6千円を追加いたしております。

有害鳥獣対策事業につきましては、町中心部でのクマの出没が相次ぎ、対策本部を設置して対応してまいりましたが、花火や箱罠などの対策用消耗品87万円を追加するとともに、9月施行のクマ等の市街地出没対応新法に対応するための講習費用40万円を追加いたしております。

林政関係では、森林経営管理・林業振興推進事業において、副読本印刷代として208万9千円を追加し、昨年7月の豪雨による上台地内崩壊地の水路における支障木の処理工事費として559万1千円を追加いたしております。

商工関係につきましては、放課後子ども教室や読み聞かせサークルなどで利用者の多い交流サロンぼすとのエアコンが老朽化により不具合が出ており、更新を行うため822万8千円を追加するほか、小規模事業者支援事業費補助金360万円を追加しております。また、今年度着ぐるみを製作している、みすぎちゃんの商標出願手続委託料として45万9千円を追加し、更に、台湾での海外誘客のプロモーションとして県の助成金を活用し11月21日から24日に職員が現地に出向くための旅費35万5千円を追加いたしております。

グリーンバレー神室関係では、ホットハウスカムロ建替えによる実施設計業務委託料について、労務単価の上昇及び既存施設の解体を含める必要があることから810万円を追加するほか、総合交流促進施設の指定管理料のうち施設修繕に係る分が不足していることにより250万円を追加し、緑地等広場外灯の老朽化による更新のための工事請負費として20万2千円を追加いたしております。

農地・農業用施設災害復旧事業では、追加申請のありました、昨年度の災害に係る小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金として30件分、1,140万円を追加いたしております。

次に、環境整備課関係では、地区においてコンクリート水路等の整備を行う地域維持管理活動支給用等原材料費について、今年度未申請の3地区（稻沢地区、安沢地区、朴山地区）より、令和6年度豪雨災害による被災箇所補修等に新たに要望をいただいたことから原材料費51万円を追加いたし、また新庄金山道路の整備で生じる残土の仮置き場等であるストックヤードの用地が必要となり、高規格道路整備事業終了後は町事業においても活用するため、上台地区の一部土地を購入する費用316万2千円を追加いたしております。

最後に、教学関係でございますが、新庄南高校金山校魅力化推進事業において、今年度4棟のみらい留学学生寮を整備いたしますが、調理器具等の消耗品費43万1千円及び除雪機や冷蔵庫等の備品購入費262万9千円を追加いたしております。

また、学校校舎修繕料の不足分として小学校で100万円、中学校で57万円を追加とともに、中学校では校舎等天井LED化工事の国庫補助事業が不採択になったことにより、今年度は子供たちへの影響が大きい教室部分を中心に工事を行い、残った部分については、改めて来年度の国事業に申請をしたいと考えております。

そのため、事業規模の縮小に伴い、2,413万7千円を減額し、併せて財源である国庫支出金及び町債も減額しております。

社会教育関係では、社会教育委員の報酬5万4千円を追加するほか、申請地域の増により地域活動等補助金を30万円、地区公民館整備事業補助金については申請後の増減調整により4万9千円をそれぞれ追加しております。

学校給食共同調理場運営事業では、洗浄機下部配管及び冷凍冷蔵庫のドレンパンと排水ホースの修繕料32万7千円、給食用冷凍庫の廃棄委託料7万7千円、町外に通学している児童の給食費無償化補助金11万9千円をそれぞれ追加いたしております。

以上の財源につきましては、町税、国庫支出金、県支出金、繰入金、前年度繰越金、諸収入及び共済をそれぞれ増額して調整させていただきました。

続きまして、特別会計の補正予算3件につきましてご説明いたします。

最初に、議第70号 令和7年度金山国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、直営診療施設勘定予算の歳入歳出に10万7千円を追加し、総額を2億3,034万円とするものであります。

内容でございますが、職員の扶養手当、期末手当、勤勉手当合わせて10万7千円を追加し、財源につきましては一般会計繰入金を増額して調整いたしております。

次に、議第71号 令和7年度金山町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出に4,071万2千円を追加し、総額8億1,108万2千円とするもので

あります。

内容は、国庫負担金、県負担金及び支払基金からの交付金につきましては、介護給付費等の実績報告に基づき、翌年度に精算交付並びに過大交付分を返還する仕組みになっており、令和6年度は、国、県及び支払基金からの交付金が過大交付となりましたことから、国へ1,324万円、支払基金へ1,604万6千円、県へ109万2千円を償還することになり、合わせて償還金3,037万8千円を増額いたしております。

また、町負担の超過分の返還金につきましても一般会計繰出金として936万4千円を追加いたしております。

更に、職員の時間外手当分として37万円を追加するとともに、介護予防福祉用具購入費として60万円を追加いたしており、財源につきましては、一般会計繰入金及び前年度繰越金を増額して調整しております。

続いて、議第72号 令和7年度金山町下水道事業会計補正予算（第2号）について でございますが、収益的収支にそれぞれ169万1千円を追加し、総額を2億1,559万6千円とし、資本的収支の収入に766万2千円を追加し、総額を1億4,216万2千円とするものであります。

内容は、営業費用においてマンホールポンプ管口カメラ点検業務委託料77万円、処理場急破修繕費76万5千円、職員の時間外手当15万6千円をそれぞれ追加し、一方で営業収益については下水道使用料169万1千円を追加し調整いたしております。

次に、議第73号 金山町家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について でございますが、児童福祉法の一部改正に伴い、市町村条例で定める認可基準を満たす場合に、令和8年4月1日から乳児等通園支援事業を行うことができるようになりますが、その基準を新たに条例で定める必要があるため、提案するものであります。

続いて、議第74号 金山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について でございますが、改正地方公務員育児休業法が令和7年10月1日に施行されることに伴い、職員の仕事と育児の両立支援推進を目的とし、育児時間取得できる時間数の拡大と、取得しやすい環境づくりのために、条例に委任する事項等を定めるため、提案するものでございます。

次に、議第75号 金山町道路条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、国が定める道路構造令の一部改正に伴い、自転車通行帯の設置にかかる規定を新たに設けますとともに、自転車道の設置要件として設計速度が1時間につき60km以上である道路を加える必要があるため、提案するものであります。

続いて、議第76号 金山町固定資産評価審査委員会委員の選任について でございますが、委員であります 岸 忠男 氏 の任期が令和7年9月26日をもって満了することから、後任者として 阿部 洋一 氏 を選任することに議会の同意を得るため、提案するものでございます。

次に、議第77号 金山町教育委員会委員の任命について でございますが、委員 樋渡 郁子 氏 の任期が令和7年9月30日をもって満了することから、同氏を再び任命することに、議会の同意を得るため、提案するものでございます。

続いて、議第78号 人権擁護委員の候補者の推薦について でございますが、委員であります 小野 テル子 氏 の任期が令和7年12月31日をもって満了することから、後任者として 星川 恵子 氏 を推薦することに議会の同意を得るため、提案するものであります。

最後に、議題79号 最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更について でございますが、最上広域市町村圏事務組合に、新たに「総合調整監」を置くことができるようするため、規約の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、18件につきまして提案理由を申し上げましたが、詳細は会計管理者並びに担当課長等からご説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご可決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

ありがとうございました。

○栗田議長

ありがとうございました。

日程第7 提出議案の説明

○栗田議長

次に、日程第7「提出議案の説明」を求めます。

総務課長。

○総務課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

○栗田議長

会計管理者。

○会計管理者

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

○栗田議長

環境整備課長。

○環境整備課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

○栗田議長

総務課長。

○総務課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

○栗田議長

診療所事務長。

○診療所事務長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

○栗田議長

健康福祉課長。

○健康福祉課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

○栗田議長

環境整備課長。

○環境整備課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

○栗田議長

総務課長。

○総務課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

○栗田議長

ありがとうございました。

日程第8 決算特別委員会の設置及び付託

○栗田議長

次に、日程第8 「決算特別委員会の設置及び付託」 を議題とします。

お諮りします。

上程しました議案のうち、議第63号から68号までの各会計決算の認定については、全議員10名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議第63号から68号までの各会計決算の認定については、全議員10名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたしまして、委員長並びに副委員長を互選するための決算特別委員会を開きますので、委員の方は、議員室にご参集願います。

16時39分 休憩

16時46分 再開

○栗田議長

休憩を打ち切り、再開します。

決算特別委員会の委員長並びに副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長には星川智子委員、副委員長には大場洋介委員が互選されましたので、よろしくお願ひします。

次に、休会についてお諮りします。

明日5日は、議会活性化・DX推進特別委員会のため、6日と7日は休日のため、8日は、決算特別委員会並びに総務文教・産業厚生の各常任委員会のため、9日は議案調査のため、また、10日は、決算特別委員会が開催されるため、それぞれ休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、明日5日から10日までの6日間を休会とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、散会とします。

どうもご苦労様でした。

(16時48分)

令和 7 年 9 月 11 日 (木曜日)

令和 7 年 9 月 金山町議会定例会 会議録
(第 8 日目)

令和7年9月金山町議会定例会 会議録

令和7年9月11日
午後1時 開会

1. 応招議員

1番 矢口政一議員	2番 五十嵐優一議員
3番 中村忠行議員	4番 寒河江宏一議員
5番 須藤典夫議員	6番 宮林聰志議員
7番 大場洋介議員	8番 星川智子議員
9番 沼澤道也議員	10番 栗田保則議員

2. 不応招議員 なし

3. 出席議員 応召議員と同じ

4. 欠席議員 なし

5. 会議録署名議員 6番 宮林聰志議員 7番 大場洋介議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤英司	副町長	小関啓幹
教育長	須藤信一	代表監査委員	丹洋一
総務課長	川崎 勉	町民税務課長	長倉 章
環境整備課長	三上 裕一	教学課長	佐藤英樹
産業課長	庄司 紀一 (併農業委員会事務局長)	健康福祉課長	正野 学
総合政策課長	柴田 直樹	会計管理者	古澤 幸 (兼出納室長)
診療所事務長	松澤 和仁		

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 後藤 隆行

8. 議事日程

日程第1 議案審議

日程第2 委員長報告

日程第3 議員派遣の件

追加日程1号の1 日程第1 町長提出議案の追加一括上程

追加日程1号の1 日程第2 提案理由の説明

追加日程1号の1 日程第3 提出議案の説明

追加日程1号の1 日程第4 議案審議

追加日程1号の2 日程第1 町長提出議案の追加一括上程

追加日程1号の2 日程第2 提案理由の説明

追加日程1号の2 日程第3 提出議案の説明

追加日程 1 号の 2　日程第 4　議案審議

追加日程 1 号の 2　日程第 5　閉会

令和7年9月11日
午後1時 開会

○栗田議長

本日の出席議員数は10名です。
定例数に達していますので、これより、本日の会議を開きます。
それでは、本日の議事日程をお開き願います。

日程第1 議案審議

○栗田議長

日程第1 「議案審議」に入ります。

お諮りします。

議事整理の都合上、質疑を、

議第62号の1件

議第69号から議第72号までの4件

議第73号から議第75号までの3件

議第76号から議第78号までの3件

議第79号の1件 とに分けて行い、採決を1議案ごとに行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を、

議第62号の1件

議第69号から議第72号までの4件

議第73号から議第75号までの3件

議第76号から議第78号までの3件

議第79号の1件 とに分けて行い、採決を1議案ごとに行うことになりました。

それでは、議第62号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで、議第62号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第62号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第62号は、原案のとおり承認されました。

次に、議第69号から議第72号までに対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

はい、五十嵐議員。

○五十嵐議員

はい、2番、五十嵐です。よろしくお願いします。

議第69号の補正予算（4号）ページは23、24、9款 土木費、2項 道路橋梁費 4目 道路新設改良費の16節 公有財産購入費 用地購入費 316万2千円についてです。

新庄金山道路の整備に生じる残土の仮置き場であるストックヤードの用地が必要となり、終了後は町事業においても活用するため、上台地区の一部土地を購入し、上台地区残土ストックヤード用地という説明も提案の理由の中でされております。

そこで、場所、面積、地目、所有者数の内容について伺います。

○栗田議長

環境整備課長。

○環境整備課長

はい。ただいま五十嵐議員よりご質問がありました、ストックヤードの用地購入費についてご説明させていただきます。

最初に場所ですけども、国道13号線を新庄方面に向かっていただいて、上台の坂を上り切ったところ左カーブになっておりますけども、そこ曲がったところに、右手に現在の高規格道路の工事現場が見えると思います。そちらの工事現場の奥の方なんですけども、そちらの高規格道路の工事している道路を渡って奥の方に行っていただくと、下って現在休耕田広がってるところあるんですけども、そちらが現場となります。

地目につきましては、田が4筆、山林が1筆、原野が2筆となっておりまして、合計で1万1,197m²、所有者につきましては4名となっている状況でございます。

○五十嵐議員

はい。ありがとうございました。

ストックヤードについては、町では不足している状況、そして災害対策等における、河床掘削の残土処理などの条件対応から、必要であると認識をしております。また、町事業の活用にも繋がると思う。

残土運搬の単価からすれば、運搬距離が短ければ安いほど安価となるわけですが、中心地のように住宅、或いは整備された農地など用途的、用途区画的な適地は困難だと思います。

それで、なかなか用地購入は容易でもないと思いますが、今後も適切な場所を検討しながらの対応は必須となります。そして盛土となるわけですから、排水処理など適切な管理が必要です。それらの対応も含めて、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

質問は終わります。

○栗田議長

他に質疑はありませんか。

星川議員。

○星川議員

はい、8番、星川です。お願ひします。

私から69号、一般会計補正予算、資料の21、22ページなんですが、7款 商工費、22ページの14節 工事請負費 交流サロンぼすとエアコン更新工事についてです。

理由のときに少し質問させていただいたんですけども、これ費用がですね、822万8千円かかります。

私としては、あの小さい施設に800万という高額なエアコンが入るということで、ちょっと違和感感じまして、ぼすとを見に行きました。ぼすとの1階に、全館空調の設備で吹き出し口がなんか3つぐらいあるんですけども、2階につきましてはエアコンでした、全館空調ではなくて。エアコンが4台置いてあったんですけども、まずこの工事、この工事1階だけを直す、更新するのか、1階、2階まとめて全部、全館空調にするのか。工事の内容を少し説明をお願いいたします。

○栗田議長

産業課長。

○産業課長

私の方から、町並み交流館ぽすとのエアコンの更新について説明させていただきたいと思います。

星川議員からもありました工事請負費222万8千円を計上させていただいているところでございます。

現在、エアコンにつきましては、1階部分のエアコンに不具合が生じております。年数の経過とともに、部品、あと修繕が不可能ということで更新が必要と私どもでは判断いたしましたところでございます。

ぽすとにつきましては、2002年に建設されまして、その当時に設置いたしましたエアコンでございまして、23年ほど経過したエアコン、これまで不具合なく継続、使ってまいりましたけども、この夏に不具合が生じましたことから、年数も23年経過しているということで他の今動いているエアコンにも異常が生じた場合、すぐ修繕っていうわけにはいきませんので、この機会にすべてのエアコンを更新したいと考えているところでございます。

年数が経過していることによりまして、電気料などを若干見てみると60%の削減効果があるそうですので、何とか早くエアコンを更新して、それに伴う電気料の抑制に努めて参りたいという考えもございます。このエアコンにつきましては、冷房だけではなくて冬季間の暖房機能も兼ね備えたエアコンとなっておりますので、なにぶん、ぽすとについては、平日最も景観施設群の中では使われる施設だという認識もございますので、この度の更新をお願いしたいと思います。以上になります。

○栗田議長

星川議員。

○星川議員

全館空調の施設の価格については、私は設備屋ではありませんし、専門的な機械ですので、このぐらいの費用がかかるのはしょうがないのかなっていうのは想像できるんですけども、全館空調のデメリットとして、ちょっと調べましたところ、初期費用がすごくかかるということと、ランニングコストが高いということと、壊れた場合に修理費用も高く、何年かごとにフィルターを替えるなどのメンテナンスにも手間がかかって、フィルターの交換にも高額なお金がかかると。故障した場合は全館空調をそこだけが壊れるんじゃなくって、全体的に、機能しないということと、先ほど課長が言われました、その電気代が60%オフできるということなんですけれども、全館空調の場合、気密性が低いと空調の効果があまり得られなくて、エアコンに比べますと電気代が高額になる。そういうようなデータを見ましてね、エアコンと、1台1台つけるエアコンと比べて、高額な全館空調にしなくてはならないのかということなんですね。

2階の方を、ぼすとの2階の方見ましたら、問題なくきつねのボタンの方いらっしゃいまして、問題なくクーラーは効いているということで、エアコンですね。下の方の全館空調を見ますと、あんな小さなスペースにあれだけの空調が欲しいのかっていうところにちょっと疑問を持ちまして、確かにあそこはぼすと、昔の郵便局で、そこ保存したわけで、全館空調を取り付けますと、1台1台エアコンが付いたときよりも、埋め込み式なんで見栄えはすごくいいと思います。でも、これからですね、経常収支比率も高いことですし、そういう電気代とかランニングコスト、そういうところを抑えていかなきやいけないところで、全館空調よりもエアコンの方が、私は適切なんじやないかっていうふうに思うんですけれども、どうしても見栄えっていうか、その景観、あれなんですかね審議会の方の先生方からの、指導みたいのもあるんですかね。だとしたら、2階も全館空調だと思うんですけれども。これをエアコンで見直せないのかというところでお願いしたいと思います。

○栗田議長。

産業課長。

○産業課長

景観上の配慮っていうのは特にこのエアコン設定にあたっては、考えていなかったところでございます。ちょっとコストの比較っていう部分が今回の要求には欠けていたかなとは思いますが、とにかく既存の施設にエアコンなどを設置する際に、ある程度改修も必要になりますので、星川議員がおっしゃるエアコン設備がどのような形で、特に景観にこだわる、景観のキーとなるぼすとの施設でございますので、そこがどのように変化していくかっていう部分については、ちょっとこの要求にあたっては検討していなかった部分でもございます。

ただ既存の施設をそのまま考えますと、エアコン、既存のエアコンを替えて、なるべく変化のないようっていう考えでもございましたので、そこはご了解いただければと思います。以上です。

○栗田議長

星川議員。

○星川議員

はい。いろいろ考えてその提案してきたのはもちろんそうだと思います。木造ですので、全館空調の効果もあまりないということですので、考え直した方がいいんじゃないかと。

初期費用・ランニングコスト・修理費用・メンテナンスすべてに高額なお金がかかるのでエアコンにということだったんですけれども、町のその考えがそういうふうなのであればしょうがないと思うんですけれども、子供たちが毎日使う施設ですので、こういうとこ

ろで揉めてないで、それは早く工事した方がいいと思いますけれども、普通に考えると、うちのお店なんか見ますと、あそこよりも、もう大きいんですよね。でも全館空調なんて、考えたこともなくて、本当に見たらわかると思いますけど本当に小さい空間なんですよ。で、2階も、もう1回聞きますけど、2階も全館空調にするので、こういう工事費と、空調代、代金がかかるということでおよろしいですかね。

○栗田議長。

産業課長。

○産業課長

はい。一応全館のエアコンの機械をすべて更新するということで予定しておりますので、2階部分も交換する予定としております。

一応室外機が7台ございますので、それを更新っていう考え方でございます。以上です。

○星川議員

分かりました。

○栗田議長

他にございませんか。大場議員。

○大場議員

はい。7番、大場です。

私からは 議第69号 令和7年度一般会計補正予算（第4号）についてお伺いします。ページ数は、ページ13ページ、14ページあります。

2款 総務費、1項、6目 財産管理費 14節 役場駐車場排水処理等改修工事及び、非常用電源装置設置工事についてお伺いしたいと思います。

町長の提案説明では、非常用電源設備設置工事において、アース確保のためのボーリング工事に880万円。駐車場の排水処理工事でのコンクリート処分の増加による工事請負費200万円が追加され、その財源は町債を追加して対応すると提案を受け、ご理解しましたけども、工事の着工に伴い、初めの設計段階での予算の見積もりや、様々なそういった経費や物価高騰、工事にかかる経費も含めた上で、見積もりや認識が少し不足してあったのではないかなど指摘しております。工事の発注からの見積もりや、複数箇所にわたる工事発注の調整なども、まだまだ建設する上でも足りなかつたのかなと判断しております。

施設整備を実施する上で、工事発注時に考慮すべき事項が足りなかつた上で、非常用電源設備工事の完成時まで、最終費用を当初予算の工事発注額との差がもう出ているのかなと思います。実際、現段階でどのぐらいの請け差や、今後完成までどのくらいであれば、

その工事を止めることなく、早急にできるのかなというのは、常に追加提案がされる上で、どこまで町では試算しているのかお願いしたいと思います。

○栗田議長

総務課長。

○総務課長

はい。それでは、私の方からお答えさせていただきます。補正予算書14ページの方にございます、うち、まずは非常用電源工事の方からちょっとご説明をいたします。

先ほど電源設備工事880万とございました。880万ですが、非常用電源設備工事には建築と電気とありまして、それぞれちょっと細かくご説明いたしますと、まず建築の方なんですが、今回の補正では80万円の想定をさせていただいております。

こちらの内容といたしましては、前段階として非常電源設備工事、建築工事と電気設備工事の実施設計につきましては、先ほど終わりました決算特別委員会の方にも記載してありますように、昨年度中に然るべき設計業者の方に実施設計をお願いいたしまして、設計を組んでおりますので、その内容を信頼といいますか、その内容どおりで発注させていただいております。

その設計業者の方からいろいろお話を伺っている中で、実施設計を組んで、この工事を当初予算計上させていただいた流れとなるんですけども、もちろんその段階でいろいろな消防の方に、設計者の方でいろいろ確認をしながら進めてきたわけなんですが、ちょっと消防の方から、当初指摘がなかったんですけども、今年の8月に入ってから若干指摘がありまして、その指摘に対応するためというものがまず一つ目の80万円の方でございます。

こちらは議会運営委員会でもご説明いたしましたが、燃料タンクの防水をするための工事が必要だということが新たに工事を進めていく中でといいますか、その時期にちょっと消防の方から指摘があったもんですから、今回補正計上させていただいたものでございます。

もう一方、電気設備工事の方につきましては800万円ということでございますが、こちらの方はですね、実施設計の段階では概ね5mぐらいの深さでアースが取れるのではないかと一般的な、標準的な算定のもとで、まず設計を組んでいくっていうふうに聞いております。ただ実際、工事を進める中で掘ってみると、20mとか30m近い深さが必要な箇所もございまして、全部が全部ではないんですけども、アースをとる場所6ヶ所ありますと、一番深いところでは先ほど申しましたぐらいの深さが必要だということで、ボーリングが必要になってくるというものでございます。これをですね、設計の段階で、その深さを確認するために機材、機械を持ち込んで掘ってみるということもできるんですが、そこまでお金をかけてしまうと、ちょっと経済的にもよろしくないということもありますが、一般

的にその深さとかその目に見えない部分のことというものは、一般的に標準的なもので想定した上で、工事の中でやるっていうのは会計検査の方の指摘でも試掘、試しに掘削するっていうのは不経済だという指摘もございますように、今回それが数ヶ所ありますので、それはなおさらのことなんんですけども、そういった理由で、ちょっと今回後でわかつてきたというような内容でございます。

いずれにいたしましても、今回、当初の予算額としましては、建築工事の方が6,500万円、電気設備が1億6,800万円の中で、入札を終えて、当初の契約額としては、建築工事が4,719万円、電気設備が1億5,761万9千円ということで、建築の方の請け差が178万1千円、電気設備は1千万を超える請け差がございますので、本来であれば通常、その請け差の中で対応できる額ではあるんですけども、今回の契約というのがいずれも、議決を要した案件でございました、元々の契約が。それに少なからず変更を加えるとなると、そちらも議決が必要な案件となります。

ただし、当初契約額の5%以内の範囲での変更は専決ができることになっておりまして、今回はいずれも専決は可能ではあったんですけども、ちょうどこの9月の議会のタイミングに合わせてご説明をした上で、補正予算を確保し、今後ちょっとこの後の追加ということで、議運でもご説明しておりますが、そちらの方の議案も改めて提案させていただいたいということで、今回あえて議決要件としてさせていただいたといったような内容でございます。

あと、電源の方は以上でございますが、排水処理工事の方でございます。

こちらにつきましては、設計の方は自前といいますか役場の技師がおりますので、そちらからのご指導いただきながら、自前で設計を組ませていただいたんですが、こちらの方もですね、200万円の増ということになるんですけども、内容といたしましては、役場の環境整備課の裏側の中庭の所にあります、インターロッキング、石積みのもの、あれの厚さがちょっと設計よりも若干厚かったということでその処分費が掛かり増しするということです。

設計をするにあたって、役場庁舎の出来形などを見て、その仕様なんかも調べたんですが、明確にその仕様が残っていなかったというのもあって、あそこは車が普通通る場所ではありませんので、それほど厚くはないんじゃないかなっていう想定の中では、設計を当初組んでおります。加えまして、その下にコンクリートがあるんですけども、そのコンクリートも通常であれば鉄筋なんかは入っていないだろうという想定で設計をしたんですが、ちょっと開けてみたら鉄筋も入っていたというところで、その辺の処分費がかかってしまったと。

あともう一点言いますと、当初想定していない役場庁舎建つ前からあった可能性もあるん

ですが、そういうコンクリートの基礎みたいなものがちょっと掘ったら出てきたっていうのもあって、そういった諸々のものを処分するために、ちょっと費用が掛かり増ししてしまったという内容でございますので、ご理解いただきたいと思います。

特に、今申しました見えない部分での工事の場合は、このようないろいろな変更というものが生じることが多々ございますので、增高も目立っておりますが変更というのも当然あります。今後も工事の発注に際しての設計では、可能な限り、設計内容を精査した上で、こういったことがないようにというのは可能な範囲なので、今回はやむを得ないものと思っておりますが、今後も、適切な設計をした上で実施していきたいというふうに思っております。以上です。

○栗田議長

大場議員。

○大場議員

はい。今課、長から説明を受けて当初の予算の5%ほどの請け差を考慮した上で、こういった追加の議案説明かと思いますけどもやはり、今現段階でこういった工事が進んでいる状況です。様々な形でアクシデントですとか、土地の条件、またアースをとるにも、普通設計されていた、予想されていた事案より深く掘らなければいけないというそういう地形もありますので、今後、様々な過程があるかと思います。

今、工事が進んでいる上で、町民の皆さんも、非常用電源設備が建設されるっていうこの期待感もありますけども、まだまだ、何を建設してるんですかっていう、聞かれる面もあります。やっぱり大々的に、非常用電源設備を設置しているっていう明確な情報提供をしていただければなと思いまして、自分の方でもあった時には、そういった聞かれたときには、こういう設備が金山町はないので今建設中ですっていう、少なからず駐車場並びに周辺の方々への周知、報告もした上で、やはり工事車両が毎日出たり入ったりします。交通事故のないような形で、工事の安全第一で工事建設をお願いしたいなと思っております。はい。以上です。

○栗田議長

他にございませんか。はい、中村議員。

○中村議員

3番、中村です。私からは先ほど星川議員と同じ質問なんですけれども、議第69号 金山町一般会計補正予算の22ページ 7款、1項、1目 商工総務費 交流サロンぼすについて伺います。

質問趣旨としては、星川議員と同じなんですけれども、この説明を聞いたとき私も正直これはちょっと、その建物の割には高額過ぎるんじゃないかなというふうな思いを持ちま

した。

それでパープレキシティというA Iソフトあるんですけども、そこに決算書と、それから公共施設総合管理計画、そのデータを入れてどのような結果が出るかちょっと調べてみたのでちょっと聞いてもらいたいんですけども。

結果としては質問への回答。交流サロンぼすとが多目的利用、小分け利用が多い場合、一般的なエアコンを複数台設置する案は、経費削減、利便性向上が見込めます。ただし、補助金要件や町の発注基準、消防法等との兼ね合いで、仕様変更が難しい可能性もあるため、設計、予算段階で再検討や見積もり比較が必要です、というふうにありました。

それでこのA Iの答えの中で、補助金の兼ね合いとか、消防法の兼ね合いとか、もしかしてあるのかなあというふうなことも思ったんですけども、その辺と、それから交流サロンぼすとの総合管理計画、これを見ますと、やはり既にこの当時から、空調施設の不具合が懸念されているというふうなこともありますし、あと2階にある図書の数、かなり重量が重くて、なかなか、これも改善していかなければならないという点もあるようです。

さらには、町長の質問の回答として、子育て施設の考えもあるということ、それを踏まえますと、おそらくエアコン、この先更新するエアコンかなり長く使ったと思うんで、この次更新のこの期間も結構先のことだとすれば、長期的な計画も必要なんじゃないかなあというふうに思います。ですので、ここはやはり822万8千円、この予算をかけていいのかどうか。

まず大前提として、エアコンは必要だと思います。当面、子育て施設として活用し、それから森図書などの図書も使う、それもほぼ毎日使うわけですから、エアコンは必要であるというふうには思います。

ただ、この予算額が適正な予算額なのかどうかっていうことは、おそらく担当課では試算したとは思うんですけども、一般的なエアコン、ちょっと調べてみました。そこは結構大きいんで、一番大きいやつで20畳用、14万円から30万円、1畳当たり7千円から1万5千円。この金額は多分インターネットなどで売っている値段ですんで、かなりこの辺で買う値段よりも安く試算されていると思います。

それで一般的なエアコンを、その畳数分入れると、業務用の大きいやつを入れる、その違いというのが、先ほど産業課の課長の答弁では、室外機7台ほどあるという答弁だったと思うんですけども、例えば20畳用、これ7台入れても、外の景観をそれほど変わらないっていうふうに思います。景観をそれほど影響しないかもしれないということかもしれませんけれども、一番言いたいのは予算に対して、エアコン、もう少し検討する必要があるんじゃないかなということです。それまず、一般的なエアコンと業務用のエアコン、入れた場合の、その比較。例えば電気代がどうとか、制度上の問題とか、補助金の問題と

か、もしかしたら何かあるのかな。そういうことを伺いたいのと、あそこのぼすと、延べ床面積をちょっと聞きたいんですが、できれば畳数で教えてもらいたいんですけども、概ねエアコン一般的な畳数でこの程度っていう何kWっていうのはありますので、その辺ぼすとの延べ床面積、それから業務用と一般的なエアコンの比較検討をされているんだつたら、最終的に業務用エアコン選んだ理由、その辺をお聞きします。

○栗田議長

産業課長。

○産業課長

はい。延べ床面積については、ちょっと時間をもらって畳数で、後程お答えさせていただきたいと思います。

先ほど来、業務用とエアコンの違ひっていう話でしたけども、当初うちの方では今までのエアコンをそのまま更新という考え方でしかございませんでしたので、議員のおっしゃるように、コスト計算も特に想定はしていませんでしたので、まずこの予算は予算として、これを計上して、お願ひして、その費用対効果なども改めて検討させていただいて、エアコンの設置を考えていきたいと思います。

私ども最も心配しているのが、この設計者である方に相談をかけると、何を言われるかっていうところもございましたので、あえて既存のエアコン同タイプを設定しているっていうのは、ここがやっぱ肝だと思っております。こちらとしては幾らでも安い高機能のエアコンっていうのは多々ありますので、そこは幾らでも対応できるんですけども、この既存のエアコンを入れ替えしたとしても、ある程度コストかかるっていうのは重々わかつてのこれまでの予算計上でしたので、ちょっと事業着手まで時間をいただいて、今、予算化しているタイプと、それより安価にできるかどうかっていう比較をしながら、お金をかけないで対応していきたいという考えを今、考えていきたいと思います。

エアコンについては、これまでも様々難儀しているところは事実でございまして、ホテルのエアコンもかなりの金額をかけて2度目、3度目のあれですかね、更新をして対応しているところでもございますし、また各学校につけたエアコン、有屋小学校のエアコンについては、もう使いまわしをして、ホテルのレストランなどに活用しているというところもございますので、なるべくここは費用対効果という面を重視しながら見直しをさせていただきたいと思います。ただ、予算については、この金額で何とかお願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上であります。

○栗田議長

町長。

○町長

今、産業課長から若干修正的な答弁がありましたから、その線で改めて進めさせていただきたいと思います。と言いますのも、今回補正予算を計上するに当たりまして、当然予算調整会議をしまして、この件につきましては若干高いんじゃないかっていうのは、私どもでも正直意見として出したところでもありました。

でも若干、今触れている内容にもあるんですけれども、やはり景観上、特に外に出さない内部配管と言いますか、そういうことを重視しながら、このやり方でぜひやっていきたいというような、産業課長、特に産業課長は、昨年まで総合政策課長でもありましたから、私どもの方の気持ちとしては、もっとコストのかからないものでという答えを期待したんですけども、産業課長は結構その時は意を強くしてこの線でいきたいんだという、だったらじやあいきますかというような、正直、内部事情もちょっとありましたけれども、それで産業課長自ら若干改めて、立ち止まってといいますか、予算執行する上でよりコストと見合ったものを、ふさわしいものをしていうようなことがありましたから、ぜひその線で実施していきたいと思いますので、予算は予算としてぜひ確保させていただきながら、実施の段階で、執行の段階で、そういう形でより適正なといいますか、コストパフォーマンスを意識したやり方でやっていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○栗田議長

産業課長。

○産業課長

延べ床面積についてはですね、畳数に直しますと124畳になります。平米でいきますと225.2平米となりますので報告させていただきます。

○栗田議長

中村議員。

○中村議員

はい。産業課長のやはり去年までの経歴、ここに来てかなり活かされたんじゃないかなというふうに思います。

ぜひ今回のコストだけじゃなくて、こういう観点っていうのが重要だと思いませんで、職員の皆様ぜひいろいろ考えていただきたいというふうなお願いをしまして、質問を終わります。

○栗田議長

他にございませんか。寒河江議員。

○寒河江議員

はい。4番、寒河江でございます。

私からはですね、議第69号のですね、28ページになりますけども、11款 災害復旧費ということで、1項 農林水産施設災害復旧工事、復旧事業ということでありますけども、その節の中で、18節の中で、小規模農地等の災害復旧事業補助金ということで、30件あるとお聞きしました。その中にですね、含まれていればなんですけども、6月の12日に、議会の全員協議会の中で不法投棄についての説明がありました。去年の7月25日の豪雨により、不法投棄されたごみを混入した土砂が崖下の金山川左岸に水管橋付近の水田に流出したということもありましたけれども、その後の、それについてどのように進んでいるのかって、その思いについて、答弁できればお願いしたいと思います。

それとですね、同じく、22ページのですね、7款 商工費、1項 商工費、4目のグリーンバレー神室費ということで、12節の委託費、1,060万円ですか、1,060万円ということで、ホットハウスカムロの実施設計ということで、今度実施設計に実際に入るわけですけども、この実施設計にあたりまして、前回ですね、基本設計の前のあたりに、議会にも、全員協議会に説明していただきました。そんな中で、施設の建物の場所、そして、どういう施設なのかという説明がありまして、私もその中で、機械室を下の方にっていうよりも、別棟で広いので、別棟の方がいいのではないかなという意見も言わせていただきました。というのも下の方に、ガス庫もありますし、そう考えた場合に、別の方がいいんじゃないかなと。今後の施設の管理についても、その方がいいんじゃないかなという意見も言わせていただきました。

今回、実施設計に入るわけですので、バイオマスに関してもですね、どのような方向で実施設計に臨むのか、ということの、この2点についてお聞きしたいと思います。

○栗田議長

産業課長。

○産業課長

はい。最初の小規模災害復旧事業費補助金の中であれですね、大又地内のゴミ、土砂によってゴミが流れた場所の復旧状況についてお答えさせていただきたいと思います。

現在あの場所につきましては真室川町の土地所有者が水稻作付けをしております。土地所有者におかれましては、稻刈りを始めて間もなくゴミの災害のあった隣接する場所の稻刈りをするというお話をお聞きしております。

先日、土地所有者と面談をいたしまして、今後の進め方について確認をさせてもらっているところでございます。土地所有者が稻刈り終了後、あと2週間ぐらいで稻刈りは終わると思うんですけども、そのあと町内の事業所、建設事業者さんが、そこの復旧工事に入る予定しております。

工事の内容としては2つございまして、現在上部の方からのゴミとともに流出した土砂を土地所有者所有の畠の部分、水道の県営水道の水管橋の脇付近に、一応堆積させていただくこととしております。

二つ目が、春先田植え前に、一部土砂が田んぼに入った部分を撤去したんですけども、水田の水平が保たれていないということで、手直しを含めて田面整形を今後実施する、2ヶ所の予定としているところでございます。

事業費としては現在のところ、2つ合わせまして417万円ほどの事業費でございまして、今回補正している補助金の中から396万2千円、95%相当分を補助として負担し、補助残分については、大変あれなんすけれども、土地所有者の負担としてお願いする予定としておりまして、先日の打ち合わせで、その旨も了解していただいているところでございます。

これが終わりますと、来年の春の作付けには十分間に合うということで本人も何となく納得をしていただいている状況にはあるところでございます。以上になります。

二つ目になりますけども、ホットハウスカムロの実施設計の業務委託料をこの度、増額させていただきまして、この度、議会で予算可決いただきますと、改めて実施設計の発注を行うこととなっております。工期につきましては、来年の3月末までの期間で実施設計をしてまいります。

様々、議会の皆様、有屋地域の皆様方に説明をいたしまして様々要望等をいただいておりますので、町といたしましてもできる範囲で、その要望を取り入れながら対応していくつもりでおりますし、あとチップボイラーなどの対応についても、実施設計などで検討しながら、実際導入できるかどうかを含めて引き続き検討して参りたいと考えておりますので、概ねその実施設計などがまとまった段階で、改めて議会の皆様には説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上になります。

○栗田議長

寒河江議員。

○寒河江議員

はい。今、産業課長から説明していただきまして、ありがとうございます。というのも、やはり災害に関しまして、豪雨災害に関しましてですね、やはり心配してたんですけども、そのように和解しながら【52:44】、進んでるということが本当によかったですと思ってるところですけども。しかしだすね、その中で、やっぱりまだゴミはあるわけですね。それをやはり、どのような形にしていくかっちゅうのは、やはり担当課ばかりではできないと思いますし、この町だけではできないと思ってるんですけども。そうしますと、やっぱりそうしますと、やっぱり、新庄市なり、真室川町、金山町といったような中で地権者もお

りますので、そういう方でどういう形になるかわかりませんけども、そういうことも視野に入れて、ぜひ検討していただきたいと。仮置きしても、一生仮置きできるものではないと思いますし、これは、民間ですとそうすぐ指摘される部分なので、やはり公共だからいいといふものではないと思いますので、そこら辺もやっぱり含めて、ぜひそこら辺を進めていただきたいということですね、それと、グリーンバレーカムロに関して、ホットハウスカムロに関してですね、今後、これからグリーンバレー全体の指定管理者も、選定も行うわけです。いい形でしていきたいと思いますので、やはりこれも実施設計が固まつた段階でっていいますと、実施設計を固まってしまうと、私たち意見言つてもできない部分が多いと思うんです。ですから、この変更ができる前の段階でできれば、仮に説明していただければ、私たちも意見を言つても、変更できる部分はあればできるのではないかと思いますけども、その点の2点についてお伺いしたいと思います。

○栗田議長

町長。

○町長

はい。ただいま2点についてご質問がありました。

最初の、先ほど産業課長もお答えした内容に関連してですが、まずは暫定的に、そのような形で土地所有者が所有の畠の部分に置かせてもらうというようなことで、まず暫定的にそこに置かせてもらうと。ただ、今、寒河江議員からもありましたとおり、それが永久的にそれでいいのかって言ったときにはやはり問題は当然ございます。ただ、解決をするにあたっては、なかなか関係者、団体、そういったこととの調整も、やはり結構時間もかかる部分もありますので、どういったやり方が本当に最終的な処分、全体的な処分まで至る工程が描けるかというところでは、今時点ではまだまだ難しいところあるもんですから、時間を少しあげながらできる方法、模索をしていきたいと、それには本当に、例えば新庄市さん、真室川町さんが入るかどうかちょっとあれですが、少なくとも、新庄市さんそれから地権者の方、それからその耕作者も当然あるかと思いますが、今の段階では土地所有者もすごくこちらが対応することについて、すごく快くというか良心的に見ていただいておりますので、その後の展開については、やはり今申し上げたとおり少し時間をかけながら、最終的にどうあるかというところは模索していきたいと思います。

あと二つ目のホットハウスカムロの実施設計、いわゆる固まつた段階っていうことではなくて、設計者側で大体この線っていうのがまずは出てくると思います。その段階で、議員の皆さんにご説明をお示しできるそういう機会は当然あるかと思います。いわゆる、実施設計が固まって、あと動かしがたいと言った時にお話しても当然難しい話でありますから、そこは設計士さん側との打ち合わせをしながら、そういう形ではない、どの段階でっていうところを含めて、設計者側と相談をしながら、然るべき適切な時期に、議会の皆さ

んにもご説明、報告をしていきたいと思いますので、その点のご理解をお願いします。

○栗田議長

寒河江議員。

○寒河江議員

はい。今、町長から答弁いただきましたけども、やはり被災ゴミといいますか、災害ゴミに関しては、やはり事務局側ではできない部分もありますし、やっぱり政治的な力も欲しいと思います。そこら辺ではやっぱり町長から頑張っていただいて解決していただければ、解決に向けて頑張っていただきたいということですね、あとは、グリーンバレーカムロに関して、今、町長から答弁あったように、やはり、ぜひそういう形にして、町とですね、議会が両輪のごとく、やっぱり進めるような形でぜひお願いしたいと思います。質問を終わります。

○栗田議長

他に質疑はありませんか。はい、大場議員。

○大場議員

はい。7番大場です。私からもう1点質問させていただきたいと思います。

議第69号 令和7年度一般会計補正予算（第4号）になります。ページで言いますと、25ページ、26ページになります。

10款 教育費、1項目 金山校魅力化推進費、17節 備品購入費についてお伺いしたいと思います。

まず、この県外から入学希望者が年々増加し、金山校の魅力を発信している上で、このみらい留学制度の導入に対してすごく評価も得ております。

また、そのみらい留学生の寮に入っている生徒や保護者からは、好評を得ているという報告も受けて大変喜ばしい状況にあります。先日、県の取り組みで、来年、金山校を希望する生徒や保護者らが10組ほどそのみらい留学生の寮を見学、訪問に来ており、環境の良さを実感している様子を拝見し、生徒確保に向けて、その制度の良さが今、発揮してきているのかなど実感しております。

まず今回の補正では、みらい留学生寮整備にかかる備品購入費として、除雪機や冷蔵庫の購入のための予算を追加していますが、これは、整備されている寮の備品の破損や更新にかかる整備の追加の予算なのか、4棟目を整備するための準備のための費用なのか、備品購入の経緯をお伺いしたいと思います。

その他に、昨年度はみらい留学生寮周辺の除雪等作業は委託されていますが、この除雪

機を購入された場合、誰が除雪をするのか、除雪作業や管理に関する詳細説明をお願いしたいと思います。

○栗田議長

教学課長。

○教学課長

はい。ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず大場議員からもありましたとおり、今年度県のバスツアー及び独自のオープンスクールや体験会を通して10数名の方が町にお越しになっていただきました。その中で、もう既に金山校を受験すると、もう表明した方がおりましたので、当初予算に計上していなかった備品及び消耗品等で、4棟目の備品等購入するということで、この度補正をさせていただいたというような内容になります。

除雪機に関しては、昨年度、寮1棟だけでございましたので、シルバー人材センターの方にお願いして、玄関より道路側の方の除雪をお願いしました。

また、昨年度の状況から軒下、昨年度は2号棟、3号棟も含めて冬季間、生徒はおりませんでしたけども、軒下の除雪を職員で行った経緯があります。そういうことも踏まえまして、家庭用除雪機があると、そこら辺の労務管理ができるというふうな判断でまずは要求させていただきましたが、4棟目も含めて4つの除雪ということになります。すべてシルバー人材センターにお願いして、対応できるかということも今後の課題にはなりますけども、除雪する面積が大きくなりますので、除雪機を購入してシルバー人材センターにお願いする場合でも、時間が短縮できる。軒下の方の除雪をするにあたっても我々職員でも対応するかもしれませんけども、寮のスタッフというふうな考えも今後考えられる場合がありますので、どのような仕様、管理というふうなことは、今後考えさせていただきますけども、労力の軽減ということで要求させていただきました。以上です。

○大場議員

はい。いち早く金山校を受験していただけるという生徒もおるということで4棟目は確実だということも聞いての上での冷蔵庫の備品購入かと思って、大変うれしく思ってます。

その他に除雪なんすけども、除雪機の管理もやはり、誰が使ってもいいような形で保管されてたり、冬季であっても使いようでは破損する箇所が多くなる可能性もあるのかなと思いました、やはり除雪機を購入し、労力の軽減される上で、少なからず、そういう段階や作業する上での注意事項なども決めていただいた上で、除雪機の購入をしていただければなと思います。

また、課長からあったように、今回、今期の冬、職員の方々が雪払いしているのをちょ

っと見させていただいて、やはりあの時は誰も雪の降雪量もあったかと思います。やはり様々な形で、そういった冬による事故等も考えられますので、やっぱり最初から購入される上でも、作業の段階での注意事項も含めた上で、管理に関する、決めておいた方がいいのかなと思いますので質問させていただきました。

まず、今期の冬も様々な形で除雪にあたる方々がいる上で、そういった安全管理の方をお願いしたいと思います。以上です。

○栗田議長

他に質疑はありませんか。はい、沼澤議員。

○沼澤議員

9番、沼澤です。提案説明書の7ページ。台湾での海外誘客プロモーションに35万というあたりをちょっとお聞きします。

質問の具体例としては、どういう予定なのか。目的、予定、それからどういう人たちでいくのか、これ一つ。もう一つは、グリーンバレーの今後、考え、今後は、町主導ではなくて、民間主導になるという前提で今考えてるわけなんだけども、こういうプロモーション活動っていうのは、新しい体制とどういう関係性をもっておられるのかというあたりです。単なる誘客という意味で行くのかわかりませんけども、その辺ちょっと説明願いますか。

○栗田議長

産業課長。

○産業課長

はい。質問いただきましてありがとうございます。沼澤議員から、台湾向けのインバウンドプロモーション事業についての質問にお答えさせていただきたいと思います。

これまで金山町では、台湾向けのガイドブック「金山微本」。これについては、議員の皆様にお配りしておりましたけども、これ3年間の取り組みとして、令和6年度に「微本」ができたわけでございます。

この「微本」に関わった台湾の皆様を、何とか台湾にインバウンドとして切り込む際の関係者として、関係性をより強くしたいという思いで、この度、インバウンドプロモーション事業を企画いたしたところでございます。

さらに、山形県のインバウンド課でもこの事業、「微本」についてすごく評価をいただいておりまして、この度、県の補助金をいただいて事業を実施するものとなっております。25万円ほど補助をいただいて対応することになっております。

当初町としても、これ令和6年度中に産業課から予算化の要求もいただいたんですけども、ちょっと尚早じやないかということで、財政の方でこの度は落としたものではあるんですけども、何とか台湾にインバウンドの糸口を見つけたいっていうところで、この度、企画したところでございます。

産業課の観光担当職員2名と、地域おこし協力隊の川村さんが3名で台湾に行って、これまで「微本」の繋がりのある方々と交流しながらイベントなども開催して実施することとなっております。

トークセッションやスライドショー、あとは町で作成した動画などを見ていただいて、より台湾の関係者の友達、さらにその友達っていう輪が広がる事を期待しながら、この企画をしているところでございます。11月末から4泊5日の予定で対応することとなっております。

こういった関係性を強めることによって、台湾からの金山への来町っていうのを期待されまして、この秋には、この「微本」の関係者の台湾の方が、数名の方を引き連れて金山に来て、金山の良さをその方々に広めるっていう話もございますし、SNSなどを通じて、より台湾で、この金山の良さ、金山の「微本」を通じて、広まっていけばなという思いで、これは企画しているところでございます。先ほど言った県の方ですごくこの取り組みについて関心を持っていただいて、注目をいただいているところでもありますし、県と町がこうやって連携して取り組んでいければと思います。

グリーンバレーカムロの関係といいますか、昨日のサウンディング調査の質問などもいただいておりますけども、なかなか国内の観光人口っていうのは、実際減ってるところでございまして、残念なことであります。金山でも来町者が減っている状況にございます。

求める先としてはやっぱインバウンド、他所から連れてくるしかないっていうことは、今、県でもすごく進めていることでございまして、昨日も言いました、山形県で一番、観光客、インバウンド効果が高い銀山とか蔵王とか、そこに来られる方に金山の良さを知つてもらうとか、そういうことをしないとなかなか難しいのではないかっていう判断で、うちの方でも何とかその台湾の方をグリーンバレー、金山に来てもらえるような仕組みを作りたいなという思いで進めております。

今日もちょうど総合支庁の観光振興室の企画で、国内の旅行代理店さん、7名が金山に来て、街並み案内と杉沢の栗田さんのところに行って、ちょっと体験をして、金山の良さを知つてもらって、新たなツアー、企画を予定しております。今日ホテルシェーネスハイムにも宿泊して、ホテルの良さなど旅行代理店の人が感じていただければということで、かなり今年に入りまして、積極的にそういう旅行代理店の方々との繋がり、また「微本」を通じた台湾の若い人たちとの繋がりっていうところを着目してやっているところでござ

います。昨日ちょっと説明したかと思うんですけども、今考えているツアーの企画としては来年に向けてですけども、これも県と連携しまして、カムロ天狗トレイルというツアーを企画したいということで、ツアー事業者に見学会を10月28日から30日にかけて実施を予定しているところです。これは福島の安達太良と、宮城県の鳴子、庄内の出羽三山というの、結構外国の方には有名な東北の山々だっていうことで、その中に最上が空白だということで、神室山をそこに入れた企画をツアー事業者に見学会を予定しているところです。これがもしうまくいきますと、北米の方々が、もう1ヶ月、2ヶ月単位で、東北の山々を巡るツアーに、神室山も入れられるっていう期待を持っているところでございますし、またトランスオーシャン、泉田にあるトランスオーシャンと連携して、この冬の神室でのウインタースポーツ、スキー、モービルにうまくツアーを組んで実施できないかなどということも今、産業課では検討しているところでございます。以上になります。

○栗田議長

沼澤議員。

○沼澤議員

以前に、議員で台湾で、前の町長の親書とか、そういうのを渡して、ぜひ金山、山形来てくださいと言う行動した者としては、こういう形で、ますます深くなることは期待していますし、うれしいことだというふうに思ってます。

何らかの形で我々も協力できればなあなんて思ってますが、今のところ予定がありませんので、職員の方で頑張って繋がっていて欲しいと思います。

一つ提案なんですが、金山に来てもらうためにはどうするかっていうと、金山に来てくださいと言えば、多分何と言われるかというと、何ができますか、何がありますかっていうふうに聞いてくると思う。私は前から言ってるように、例えばだけども、春先には田植えができます。秋には稲刈りをできますという感じで具体的にやって、その中に、栗田さんの藍染ができますよとか、或いは、工務所の収穫ができますよとか、つまり、そういう具体的な感じで、体験ができる、もう日本の京都や、あそこもいいけど、これ初めて来る人はいいかもしないけども、もっとやっぱりよ、その風土というか、暮らしを彼ら見たいんじゃないかななど。

私達も台湾に行った時、そういうお茶の飲み方とかね、大変面白かった。ぜひそういう形で、かなり具体的な提案をした方がいいのではないかって。例えばこういうコースで、そこに田植えがありますよとか、そういう具体的なプロモーションをしてきてもらえば、動きが見えてくる、動きやすくなるというふうに思いますので、頑張ってプロモーション行ってらっしゃい。終わります。

○栗田議長

他に質疑はありませんか。須藤議員。

○須藤議員

須藤です。同じく今の補正の商工振興費のプロモーション支援事業補助金の中でですね、課長の方からも今、神室山の話まで説明いただきました。

それでですね、この事業ではインバウンド、国内のお客さんだけじゃなくて海外からやはり来ていただかないとですね、活性化に繋がらないということで取り組み、3名行って頑張ってくるという話、大変いいことだと思います。

それでですね、そのことで、かなりのインバウンドのお客さんが、まず来ていただきたいということ、それから、神室山に関しても出羽三山の関係上で信仰の山で、非常に山を、山岳の方に話を聞きますと、より良い山っていうかね、時間的にも2時間、3時間ぐらいで往復できるということで、それから綺麗だというふうな評価をされています。

私たちも小さい時、中学校ぐらいの時にですね、年間行事として登山ってのがありますて、その後も小学校あたりでも、年1回P活動の方で、神室山の登山があったと思います。私たちも保護者の時に遠足しに行きましたけども、そういうことで、あの山は非常に町の方から見えますし、どんどん利用されると評価が高くなるような山だと思います。

それで昨日の特別委員会のときに課長の方から、今度、残念ながらその登山道の整備の予算が、県の予算がなくなるということで、町の方ですね、それを捻出しなきやならないというお話をありました。

そういうことを総合するとですね、やはり町民の方には、グリーンバレーも含めて、どんな方が、どういう形で利用されて、楽しんでいただけるかということは、見える化する必要があると思います。そのためにですね、これ、ちょっと前の山新の新聞ですけども、記事ですけども、羽黒山で、つまりインバウンドの方もそうですし、かまど一帯のブナ林とか、それから登山者を含めて利用した方にその協力金をいただくと。これは、協力金ですから、その趣旨に賛同された方が、例えば500円とか1,000円とか、そういうふうにしてこの保存をですね、自然を守っていただきたいという理解者が協力するというような趣旨のものだと思います。

これもですね、やはり並行して金山町でもですね、考えていく必要があるんではないかと思います。これ、どんな方がじゃなくて、全員に対象するということで、そういう仕組みをですね、考えた方がいいと思います。もうすでに羽黒山の方ではこれを導入するということで取り組み、いろんな先生方にも協力を願って、事業実施はこぎつけたようですが、金山町としても、今後そういう事業展開の中でですね、町民に対するその見える化ということで、協力制度、これも並行して考えてはいかがということでお聞きしたいと思

います。いかがでしょうか。

○栗田議長

産業課長。

○産業課長

はい。ちょっと協力金っていう想定は今までちょっとなかったもんですから。ただ、今実施するのが、神室の山小屋のトイレについて、当社バイオマストイレっていうことで、想定としてはそのバイオマス、菌がうまく処理して対応できるところだったんですけども、ちょっとなかなかやっぱり温度差が激しいということと、やっぱ寒くなれば、ある程度菌というのは止まってしまうということで、うまく処理がいかないということがここ数年続いております。

今トイレについては、トイレした方が本来、自分のものを里まで降ろしてくれるんですけども、それをそのまま置いてくる場合に、若干の協力金っていうのをいただいて、それを山の会とかのメンバーの方が、引き落とし、里まで運んで対応しているっていう、その協力金っていうのはあったんですけども、山全体に入るための協力金っていう想定は、今のところ考えていませんでしたので、今後関係者など、また神室山と同等の山々っていうのは、もう全国各地あると思いますので、そこでの協力金などの対応の仕方などもちょっと研究して検討させていただきたいと思います。以上になります。

○栗田議長

須藤議員。

○須藤議員

はい。そうですね。これも国内もそうですけども海外でもですね、やはり一般の方々にも、その守るということで、認知されつつある事業であります、事業というか、協力金でありますので、今後の日本の動向としても、いろんなところにインバウンドでお客様が溢れてる状態で、その対策として、こういう事業を導入されている自治体もありますので、並行して研究していただきたいと思います。以上お願いします。終わりります。

○栗田議長

他に質疑はありませんか。宮林議員。

○宮林議員

はい。6番、宮林です。どうぞよろしくお願いします。

私の方から歳入について、補正予算がありますけど、この度の税、農業収入とか、給与収入が伸びてということで、3,389万円を増額したところでありますと言てるんですけども、町にとりましては、税収が伸びるということは非常に嬉しいことだと思います。

それで、これは米が高くなっているということもあるかと思うんですけども、これが一番の要因だと思うんですが、この見方についてですね、今後どのような変動要素が、もしあるとすれば、教えていただきたいというふうに思います。このまま推移すれば一番いいんですが、また米が安くなつたというふうなことになれば、減額補正ということもありますので、その点お願いしたいと思います。

○栗田議長

町民税務課長。

○町民税務課長

ただいまの宮林議員の質問にお答えしたいと思います。

今回の補正につきましては、昨年度の米価の高騰の傾向を見まして、それを見込んでの補正とさせていただいております。

今後ということで、今年度につきましては、急激に米価が下落するとか、そういうふうなことはちょっと想定しておりませんけども、今後の米の動向を見ながら、適切に対応して参りたいと思いますので、よろしくお願いします。

○栗田議長

宮林議員。

○宮林議員

どうもありがとうございました。

○栗田議長

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで、議第69号から議第72号までに対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第69号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第69号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第70号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。
(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第70号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第71号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。
(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第71号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第72号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。
(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第72号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第73号から議第75号までに対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで、議第73号から議第75号までに対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり))

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第73号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。
(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第73号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第74号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。
(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第74号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第75号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。
(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第75号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第76号から議第78号までに対する質疑を許します。
質疑はありませんか。
ありませんか。
(「なし」の声あり)

ないようですので、これで、議第76号から議第78号までに対する質疑を終わります。

議第76号から議第78号までは、人事案件でございますので討論は行わないで、これより採決を行います。

議第76号を、原案のとおり選任することに賛成の方は、挙手を願います。
(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第76号は、原案のとおり選任することに決定されました。

次に、議第77号を、原案のとおり任命することに賛成の方は、挙手を願います。
(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第77号は、原案のとおり任命することに決定されました。

次に、議第78号について、原案のとおり推薦することに賛成の方は、挙手を願います。
(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第78号は、原案のとおり推薦することに決定されました。

次に、議第79号に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。
はい、寒河江議員。

○寒河江議員

はい。4番、寒河江でございます。私からはですね、広域の運営の体制の変更についてということで去年も上がりましたけども、今回は中身を見ますとですね、前回いつでした、8月に全協の中で説明をいただきましたけれども、この特別職を置くということで、去年

はですね、副管理者という形でしたけども、今回は総合調整官ということでありました。その部分とあとは2年間置くという、任期は2年とするということと、また、去年だと副管理者は1名を置くだけだったんですけども、今回は置くことができるということで、その3点が進んだ部分かなと思いますけども、その中で、私も全協でも説明を受けて質問させていただきましたけれども、この理由というのは、職員がまだ育ってないと、年齢的にも。部分でこのような体制が必要だということで、前々から説明ありました。

でもですね、この広域の議会に対しても組合に関しても50年という歴史の中で、やはり今までですと、新庄市から課長さんが来て局長を行った、局長を務めたという例がほとんどです。

今回はこのような形ですということですけども、この例えは、この職員は育ってきて、やっぱりこの総合調整官が要らないと、必要でないときは外すような形に理事会で話になっているのかということですね、それに関してはやはり、調整官に関しては年間1,000万というお金がかかるということでございますので、それは、こないだの説明にありました。しますと、月々のあれもわかりますけども、大した金額ではないと、40、50万弱だという話でございますけども、これにはやはり2年間で退職金が発生するわけですね。その分を考えた場合に、若い職員が育ってきたときのことを理事会では話し合っているのかということです。

それとですね、もし2人置くとすると、町としても、各町村の負担金が多くなるわけですので、そこら辺も含めまして、理事会ではこういう議論がなされたのか、やっぱりこういう状況なので、やっぱり今回おっしゃったということで必要だったということで、だつたと思うんですけども、その中に対してですね、どういうような議論がされて、理事会としても今回はこういう形でいって、必要でないときは、必要なくなった時はその体制をまた、職員の方、プロパーの方に戻すという形を話し合っているのかお聞きしたいと思います。

○栗田議長

町長。

○町長

はい。この案件につきましては、一つは今回は、広域議員の皆さんに対する全員協議会という場で説明をするという機会を設け、そのあと、それぞれ構成団体である各市町村で必要に応じて、うちの方でも8月の末の方で全協という形で説明をさせていただきました。

今、寒河江議員の方からありましたけれども、今回の内容が総合調整官を置くことができるという表現になっておりますので、これは去年も置くという表現ではありましたが、別に置かなくてもいいという意味の置くという意味もございましたから、その意味では大

きな差があるわけではございませんけれども、でも今回は置くことができるということで、必要に応じて置くというようなイメージがより強くなることだと思います。

ただ、人事的なことでありますので、今後、例えばプロパーの職員がぐんと成長したから、もうそれが適切な人材なのかそうでもないのか、それは人事ですから、その時点でやっぱり判断せざるを得ないと。少なくとも今時点では、年齢的なことからして、管理職まではまだ年数がございます。ましてや、管理職が今で言うと、業務課長、総務課長ですか。そして局長というようなことがあるわけですが、それまでも、プロパーの職員としてはまだまだ年数がある今の段階ではやっぱり、それで局長というのは難しいだろうと。そういう意味では、今回特に広域消防の関係で課題もあったパワハラのことなどもあって、やはり消防長と事務局長並列というよりは、特別職という存在を置くことによって、両方により統制が効くといいますか、そういったことから、特別職を置くというようなことができるというふうにしているわけでございますので、それは今時点では、プロパー職員としてはまだそれに合致する職員は当分ちょっと見当たらぬということで、こういう制度をまず設けさせていただきたいという内容でございますので、あとは、今後のことについてはまだ先のことでありますから、もしかすると本当にそのやんばいだなというふうな成長の職員があるかもしれませんし、その場合は、これを置くことができるですから、置かない場合もあるかもしれません。やはり突出したそういう人材が、プロパー職員で成長したという判断で、それは局長というレベルで、消防関係とも調整がやんばいいけそうだとか、そういったことになれば、必ずしも総合調整官を必ず置くわけでもありませんけれども、ただ、私の捉え方としては、やはり制度的な、組織の制度的なことから言うと、消防長とやっぱ事務局長が大体同等だとすれば、やはりその上に特別職的な、このような職があることで、よりやっぱりこうガバメントが効くといいますか、そういうことになろうかと思いますので、それはぜひ、今後まずは、当面は2年間という任期付きが、また次の2年間別の方なのか、同じ方かはわかりませんが、そういう任期が2年ということも一応規定しておりますので、その都度、広域議会のところに人事案として出すという過程を踏みますので、そこは、その段階で、理事会そういう前段でその人物について当然議論もしながら、そして、それで広域議会に提案するというようなことになりますから、そこはチェック機能といいますか、それを経た上で、そういう適切な人材を登用するというふうになろうかと思いますので、ぜひとも規約変更ということでは、あと今回は全員協議会でも様々ご質問をいただきて、それに対してそれにお答えをさせていただいたということもありますかとおもいますので、それらを含めましてぜひこの内容でお願いしたいということです。

あと、人件費につきましてはこれについてもこの前の全協でも説明をさせていただきましたが、給与関係と、それから共済費、社会保障、社会保険に関わるもの、そういったものを含めて大体1,000万というようなことですから、給与レベルとしては、事務局長相当、今の管理職、町村の管理職の前後、きちんとどれぐらいっていうところは今現在はちょっ

と分かりませんが、1,000万にない想定ですから、それがそれより若干下まわるという形で想定するか、ここそこは具体的に決めているというものではございませんので、総枠という意味でございますから、その範囲内で大きく今よりも負担金が増えるというイメージはあまり持っていないというところであります。あとは、もう一つはこの総合調整官と事務局長は当面は兼務をしてもらうということを前提にした、今回の規約の変更の内容でございますから、その人件費部分が、今までの想定よりぐっとこう上がるということは考えていません、そこら辺は理事会で当然協議をした内容となっております。まずはそんなところです。

○栗田議長

寒河江議員。

○寒河江議員

はい。理事会でも協議をしたということでございます。これがですね、やはり今回、今日の新聞ですか、新聞報道でも、最上町さんの議決に関して載っておりましたけども、同数で議長さんの賛成で可決になったということでございました。やはり、もう去年は、そこはやはり否決された部分、町村なので、だったと思いますけれども、やはり広域に関して、やはり町長、パワハラと言いましたけども、やはり今度は庁舎が一つになるわけですね。その部分に関しても、全く違うと思いますし、またですね、今回のパワハラばかりではなくて、嘆願書という事件がありました。やっぱりそのようなことがないようにですね、やっぱり理事会としてもしっかりしていただいて、やはり違うものは違うという声を、町長からも理事として、声を出していただきたいというような思いであります。

ぜひ、これからもより良い広域議会というか広域事務組合になるようにこれから期待しておりますのでよろしくお願ひします。

○栗田議長

町長。

○町長

若干ちょっと補足をさせていただきますが、今、寒河江議員からパワハラ或いは嘆願書というお話をございました。

そういうことについてやはりこれ自体が、第三者委員会でもご指摘があったのが、地公法上違反行為だというようなところまで明確に指摘も受けたことがあるんですけども、そういうことというのはやはり先ほどの話と若干ダブりますけれども、やはり消防関係と事務局と今まででは距離的に離れてたということがあるんですけども、今度は一緒になります。

そうした場合に、先ほどもちょっと申し上げましたが、消防長とやっぱり事務局の事務

局長というのは、大体並立だと。そこに、やはり特別職という形をもう一つ上の職を置くことによって、よりやっぱりガバナンスが効く。そういうことになりますので、それが例えれば理事会ってのは、毎月1回開きますけれども、通常の業務を理事会でそれを管理監督するというのは、これは不可能でございます。そんなことからして、やはり特別職という職を置くことで、その日頃の事務事業についての管理監督が行き届くという意味もございますので、すごく、この職自体は有効に機能するんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

○寒河江議員。

はい。期待しております。

○栗田議長

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで、議第79号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議第79号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第79号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 委員長報告

○栗田議長

次に、日程第2「委員長報告」を求めます。

決算特別委員長より、議第63号から議第68号までの審査結果報告を求めます。

はい、星川委員長。

○星川委員長

それでは、私より「決算特別委員会の審査結果」について、報告をいたします。

令和7年9月11日

金山町議会 議長 栗田 保則 殿、決算特別委員会 委員長 星川 智子。

決算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告いたします。

配付資料のとおり、議第63号から議第68号まで、審査の結果、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。

○栗田議長

どうもありがとうございました。

決算特別委員会は、議員全員で構成されていますので、質疑討論を省略し、これより採決を行います。

委員長報告のとおり、議第63号から議第68号までを、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第63号から議第68号までは、原案のとおり認定されました。

日程第3 議員派遣の件

○栗田議長

次に、日程第3 「議員派遣の件」を議題とします。

議員派遣の件については、お手元に配付しているとおりであります。

このとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

会議の途中ですが、午後3時10分まで休憩します。

14時50分 休憩

15時08分 再開

○栗田議長

それでは、休憩を打ち切り再開します。

ただいま、町長から議案の追加提出がありましたので、追加議事日程と追加議案を配付します。

お諮りします。

お手元に配付いたしました議事案件を本日の日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 町長提出議案の追加一括上程

○栗田議長

それでは、追加議事日程をお開き願います。

追加日程第1 「町長提出議案の追加一括上程」を行います。

議第80号 金山町役場庁舎非常用電源設備設置工事（建築工事）変更請負契約の締結について

議第81号 金山町役場庁舎非常用電源設備設置工事（電気設備工事）変更請負契約の締結について

議第82号 金山町教育長の任命について

以上3件を追加一括上程します。

追加日程第2 提案理由の説明

○栗田議長

次に、追加日程第2 「提案理由の説明」を求めます。

町長。

○町長

先ほどは、提案いたしましたすべての議案をご可決いただき、誠にありがとうございます。追加で提案をさせていただく議案につきましてご説明を申し上げます。

提出議案は、追加議事日程にございますように、議第80号から議第82号までの3件であ

ります。

その内容は、その他3件でございます。

はじめに、議第80号 金山町役場庁舎非常用電源設備設置工事（建築工事）変更請負契約の締結について でございますが、地下タンク内の防水処理が必要となり64万9千円を増額するため、次のとおり変更契約を締結することについて提案するものでございます。

事業名 金山町役場庁舎非常用電源設備設置工事（建築工事）
変更前契約金額 4,719万円、消費税含む。
変更後契約金額 4,783万9千円、消費税含む。
契約の相手方 有限会社星輪 代表取締役社長 柴田 純一。

続きまして、議題81号 金山町役場庁舎非常用電源設備設置工事（電気設備工事）変更請負契約の締結について でございますが、地中からのアースを予定より深い位置からとする必要があるためボーリングなどが必要となり、776万6千円を増額するため、次のとおり変更契約を締結することについて提案するものでございます。

事業名 金山町役場庁舎非常用電源設備設置工事（電気設備工事）
変更前契約金額 1億5,761万9千円、消費税含む。
変更後契約金額 1億6,538万5千円、消費税含む。
契約の相手方 東北電化工業株式会社 新庄営業所 所長 柴田 彰。

最後に、議第82号 金山町教育長の任命について でございますが、教育長であります須藤 信一 氏 の任期が令和7年9月13日をもって満了することから、後任者として鈴木 英樹 氏 を任命することに議会の同意を得るため、提案するものであります。

以上、3件につきまして提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご可決下さいますようお願いを申し上げます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○栗田議長

ありがとうございました。

追加日程第3 提出議案の説明

○栗田議長

次に、追加日程第3 「提出議案の説明」を求めます。

総務課長。

○総務課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

○栗田議長

ありがとうございました。

追加日程第4 議案審議

○栗田議長

次に、追加日程第4 「議案審議」に入ります。

お諮りします。

議事整理の都合上、質疑を、

議第80号から議第81号までの2件

議第82号の1件 とに分けて行い、採決を一議案ごとに行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を、

議第80号から議第81号までの2件

議第82号の1件 とに分けて行い、採決を一議案ごとに行うことになりました。

それでは、議第80号から議第81号までに対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで、議第80号から議第81号までに対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第80号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第80号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第81号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。
(賛成者挙手)

全員賛成。
よって、議第81号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第82号に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

ないようですので、これで議第82号に対する質疑を終わります。

議第82号は、人事案件ですので討論は行わないで、これより採決を行います。

議第82号を原案のとおり任命することに賛成の方は、挙手を願います。
(賛成者挙手)

全員賛成。
よって、議第82号は、原案のとおり任命することに決定されました。

これで、議案審議を終わります。

ただいま、町長から議案の追加提出がありましたので、追加議事日程と追加議案を配付します。

お諮りします。
お手元に配付いたしました議事案件を本日の日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。
よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

それでは、追加議事日程をお開き願います。

追加日程第1 町長提出議案の追加一括上程

○栗田議長

追加日程第1 「町長提出議案の追加一括上程」を行います。

議第83号 令和7年度金山町一般会計補正予算（第5号）

議第84号 小型動力ポンプ積載車の取得について

議第85号 軽四輪駆動小型動力ポンプ積載車の取得について

以上3件を追加一括上程します。

追加日程第2 提案理由の説明

○栗田議長

追加日程第2「提案理由の説明」を求めます。

町長。

○町長

はい。ただ今は追加で提案いたしました全ての議案をご可決いただき、誠にありがとうございます。

更に、追加で提案させていただく議案につきましてご説明を申し上げます。

提出議案は、追加議事日程にございますように、議第83号から議第85号までの3件であります。

その内容は、令和7年度一般会計補正予算 1件

その他 2件 でございます。

はじめに、議第83号 令和7年度金山町一般会計補正予算（第5号）について でございますが、歳入歳出に2,690万3千円を追加し、補正後の総額を53億9,960万3千円とするものでございます。

その内容といたしましては、今年度に入っても引き続き燃料や物価が高騰している状況にあり、国から物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金513万8千円が交付されたところです。

この交付金の使途としまして、各課で検討を重ねたところですが、町民に広く公平に効果が及び、町内経済にも寄与するものとして、1人5,000円の物価高騰対応町民応援商品券の配布をすることとして2,580万3千円を追加いたしたところでございます。

また、昨年度は、一般社団法人山形県老人福祉施設協議会と特別養護老人ホームみすぎ荘の連名により高齢者福祉・介護施設への支援に関する要望書が提出され、山形県の支援金と合わせて町も支援をさせていただいたところです。

今年度も、県の支援に合わせた町による支援を行うとともに、高齢者福祉・介護施設と同様に厳しい運営状況にあります子育て施設や障害者福祉施設に対しましても、町独自で支援をすることとし、合わせまして支援給付金110万円を追加いたしております。

財源につきましては、国庫支出金、前年度繰越金を増額し調整いたしたところです。

続きまして、議第84号 小型動力ポンプ積載車の取得について でございますが、第1分団第1部の小型動力ポンプ積載車の老朽化に伴い、1台を更新するものであり、次のとおり契約することについて承認を求めるものでございます。

契約の相手方 株式会社長谷川ポンプ製作所 代表取締役 長谷川 順一
契約金額 973万9,420円、消費税含む。

最後に、議第85号 軽四輪駆動小型動力ポンプ積載車の取得について でございますが、第7分団第1部第2班及び第8分団第1部の軽四輪駆動小型動力ポンプ積載車の老朽化に伴い、各1台の計2台を更新するものであり、このとおり契約することについて承認を求めるものでございます。

契約の相手方 株式会社長谷川ポンプ製作所 代表取締役 長谷川 順一
契約金額 1,184万8,720円、消費税含む。

以上、3件につきまして提案理由を申し上げましたが、詳細は担当課長からご説明申し上げますので、ご審議のうえ、ご可決下さいますようお願い申し上げます。

よろしくお願いします。

○栗田議長

ありがとうございました。

追加日程第3 提出議案の説明

○栗田議長

次に、追加日程第3 「提出議案の説明」 を求めます。

総務課長。

○総務課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

○栗田議長

ありがとうございました。

追加日程第4 議案審議

○栗田議長

次に、追加日程第4 「議案審議」 に入ります。

お諮りします。

議事整理の都合上、質疑を、

議第83号の1件

議第84号から議第85号までの2件 とに分けて行い、採決を一議案ごとに行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、質疑を、

議第83号の1件

議第84号から議第85号までの2件 とに分けて行い、採決を一議案ごとに行うことになりました。

それでは、議第83号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで、議第83号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第83号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第83号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第84号から議第85号までに対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで、議第84号から議第85号までに対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第84号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第84号は、原案のとおり決定されました。

次に、議第85号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第85号は、原案のとおり決定されました。

これで、議案審議を終わります。

これで、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年9月金山町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。ご苦労様でした。

(15時33分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

議長

署名議員

署名議員